

2020年度一般社団法人日本看護研究学会会員総会議事事項

《書面による報告》

報告事項

1. 会員数の動向について
2. 2019年度事業報告
3. 2019年度決算報告
 - 1) 会計報告
 - 2) 監査報告
4. 第6回評議員・役員選挙（2019年度）について
5. 2020年度事業計画について
6. 2020年度予算について
7. 奨学会研究助成について（2020年度）
8. 学会賞・奨励賞選考について（2019年度）
9. 第46回学術集会について
10. 第47回学術集会について
11. その他
 - ・地方会の活動について

審議事項

なし

=次回以降の学術集会のご案内=

第47回学術集会 2021年8月21日（土）・22日（日）

オンライン開催予定 学術集会会長：塩飽 仁（東北大学）

第48回学術集会 2022年開催 学術集会会長：中西純子（愛媛県立医療技術大学）

第49回学術集会 2023年開催 学術集会会長：叶谷由佳（横浜市立大学）

報告事項 1 会員数の動向について

1. 会員数（2020年4月1日現在）

会員総数 5,778名
名誉会員 15名
評議員 148名(理事22名・監事2名)
一般会員 5,615名

※2019年度新入会員数 451名

※2019年度退会者数 560名（うち、会費滞納による資格喪失 274名）

2. 会員数の動向（直近10年分 各年度4月1日現在）

年度		総会員数 (人)
西暦	和暦	
2011	H.23	5,850
2012	H.24	6,172
2013	H.25	6,165
2014	H.26	6,102
2015	H.27	6,272
2016	H.28	6,259
2017	H.29	6,200
2018	H.30	6,029
2019	R.元	5,887
2020	R.2	5,778

報告事項 2 2019年度事業報告

一般社団法人日本看護研究学会 2019年度事業報告

1. 第45回学術集会開催

泊 祐子学術集会会長（大阪医科大学）8月20日（火）・21日（水）大阪府大阪市

2. 編集委員会の運営

学会誌の発行：日本看護研究学会雑誌42巻1号～5号の編集と発行・J-STAGE登載

過去の学会誌3号（学術集会号）のJ-STAGEでの公開

学会特別企画の開催（第45回学術集集中）

「投稿前チェックリストをうまく活用するために

投稿簡易版マニュアルのスカラールンへの掲載

査読委員の選任と依頼

3. 奨学会の運営

2019年度奨学金授与

北尾良太氏

研究課題「臨床研究の研究対象者となる患者へのケアに関する研究

—臨床研究の研究対象者となった人々へのインタビューを通して—

奨学金額 50万円

奨学金授与者の研究進捗状況の把握と支援

2020年度奨学研究募集・選考

4. 学会賞・奨励賞の運営

2018年度学会賞・奨励賞授与

学会賞・菊地沙織氏

研究課題「難治性がん患者とともに歩む配偶者が新たな役割を形成するプロセス」

第40巻5号掲載

奨励賞・丸山純子氏，他 41巻2号掲載論文

「介護老人保健施設の看護職者がターミナルケアを実践するうえでの困難さとその構造」

・奥田 淳氏，他 40巻1号掲載論文

「閉じこもり傾向にある地域在住高齢者への心理ケアに関する研究—懐メロを用いた回想法による介入の評価—」

・宮城島恭子氏，他 40巻5号掲載論文

「小児がん経験者が病気を持つ自分と向き合うプロセス 罅線思春期から成人期にかけて病気を自身の生活と心理面に引き受けていくことに着目して—

・久保典子氏，他 41巻2号掲載論文

「臨床経験10年以上の看護職者の針刺し反復に影響する要因—パーソンアプローチの観点から—」

・江口 瞳氏 40巻4号掲載論文

「終末期がん患者の看護における看護師の倫理的ジレンマ尺度の開発—信頼性・妥当性の検証—」

2019年度学会賞・奨励賞選考

5. 地方会の運営

（北海道，東海，近畿・北陸，中国・四国，九州・沖縄）

6. 評議員・役員選挙

7. 研究倫理に関する啓発事業

学会特別企画の開催（第45回学術集集中）

「質的看護研究における倫理」

COIに関する規程を作成

8. 国際活動推進事業

学会特別企画の開催（第45回学術集會中）

「在留外国人・訪日外国人の増大において看護はどこに向かうのか？」

9. 将来構想に関する組織・整備事業

学会ネットワーク環境の整備と会員への情報発信の強化

（広報委員会の立ち上げ準備）

利益相反に関する指針等の整備

学術集會と地方会の活動支援強化について

（申し合わせ事項 整備）

理事会・委員会のWeb会議化の検討

看保連（看護系学会等社会保険連合）ワーキング

2020年度の診療報酬・介護報酬同時改定にむけての2プロジェクト活動

①「障がい児と家族の生活世界を広げる支援事業」

②「超高齢社会における高齢者への効果的な看護技術や診療報酬・介護報酬のあり方」

10. 社会貢献事業

大規模災害支援事業：9件の申請に対し1,550,000円を支援

市民公開講座（第45回学術集會中）

11. 関係学術団体との連携・提携

12. 広報活動

ホームページによる情報提供・更新と運用

ニュースレターの発行（年2回）

報告事項 3 2019年度決算報告

- ・内訳表
- ・一般会計
- ・奨学会特別会計
- ・選挙事業特別会計
- ・第45回学術集會会計
- ・災害支援特別会計
- ・第46回学術集會会計
- ・監査報告書
- ・会計調査報告書

貸借対照表内訳表

2020年3月31日現在

一般社団法人日本看護研究学会

科目	一般会計	奨学会	選挙事業積立金	第45回学術集会	災害支援	第46回学術集会	内部取引消去	合計
I 資産の部								
1. 流動資産								
流動資産合計	85,084,637	9,955,611	3,323,847	0	5,609,768	3,000,000	-3,000,000	103,973,863
2. 固定資産								
(1) 特定資産								
特定資産合計	21,530,000	0	0	0	0	0	0	21,530,000
(2) その他固定資産								
その他固定資産合計	149,970	0	0	0	0	0	0	149,970
固定資産合計	21,679,970	0	0	0	0	0	0	21,679,970
資産合計	106,764,607	9,955,611	3,323,847	0	5,609,768	3,000,000	-3,000,000	125,653,833
II 負債の部								
1. 流動負債								
流動負債合計	17,852,447	0	0	0	0	3,000,000	-3,000,000	17,852,447
負債合計	17,852,447	0	0	0	0	3,000,000	-3,000,000	17,852,447
III 正味財産の部								
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産合計	88,912,160	9,955,611	3,323,847	0	5,609,768	0	0	107,801,386
2. 一般正味財産	88,912,160	9,955,611	3,323,847	0	5,609,768	0	0	107,801,386
正味財産合計	(21,530,000)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(21,530,000)
(うち特定資産充当額)								
負債及び正味財産合計	106,764,607	9,955,611	3,323,847	0	5,609,768	3,000,000	-3,000,000	125,653,833

(単位：円)

正味財産増減計算書内訳表

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人日本看護研究学会	科目	一般会計	奨学会	選挙事業積立金	第45回学術集会	災害支援	第46回学術集会	内部取引消去	合計
	I 一般正味財産増減の部								
	1. 経常増減の部								
	(1) 経常収益	[1,347,000]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[1,347,000]
	受取入会費	[45,848,000]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[45,848,000]
	事業収益	[0]	[0]	[0]	[18,783,000]	[0]	[0]	[0]	[18,783,000]
	受取補助金等	[0]	[0]	[0]	[0]	[433,000]	[0]	[0]	[433,000]
	受取寄付金	[0]	[0]	[0]	[8,272,375]	[0]	[0]	[0]	[8,272,375]
	雑収益	[29,766]	[0]	[0]	[551,000]	[2,828,013]	[0]	[0]	[8,302,131]
	他会計からの繰入額	[0]	[1,000,000]	[1,000,000]	[27,606,375]	[3,261,013]	[0]	[-5,379,013]	[74,713,131]
	他会計	47,224,756	1,000,000	1,000,000	27,606,375	3,261,013	0	-5,379,013	74,713,131
	(2) 経常費用								
	事業費	[19,965,301]	[0]	[0]	[25,778,362]	[1,550,000]	[0]	[0]	[47,293,663]
	管理費	[17,768,868]	[500,864]	[1,120,577]	[0]	[15,510]	[0]	[0]	[19,405,819]
	他会計	[3,551,000]	[0]	[0]	[1,828,013]	[0]	[0]	[0]	[5,379,013]
	他会計への繰出額	41,285,169	500,864	1,120,577	27,606,375	1,565,510	0	-5,379,013	66,699,482
	経常費用計	5,939,587	499,136	-120,577	27,606,375	1,686,503	0	0	8,013,649
	当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 経常外増減の部								
	(1) 経常外収益								
	経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 経常外費用								
	経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	5,939,587	499,136	-120,577	0	1,695,503	0	0	8,013,649
	一般正味財産期首残高	82,972,573	9,456,475	3,444,424	0	3,914,265	0	0	99,787,737
	一般正味財産期末残高	88,912,160	9,955,611	3,323,847	0	5,609,768	0	0	107,801,386
	II 指定正味財産増減の部								
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0
	III 正味財産期末残高	88,912,160	9,955,611	3,323,847	0	5,609,768	0	0	107,801,386

(単位：円)

一般会計貸借対照表

2020年3月31日現在

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	81,747,582	77,395,203	4,352,379
前払金	337,055	320,885	16,170
短期貸付金	3,000,000	3,000,000	0
流動資産合計	85,084,637	80,716,088	4,368,549
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
記念事業積立預金	6,010,000	5,910,000	100,000
損害対策準備積立預金	4,810,000	4,710,000	100,000
特別活動準備積立預金	10,710,000	10,610,000	100,000
特定資産合計	21,530,000	21,230,000	300,000
(3) その他固定資産			
器具備品	682,550	682,550	0
減価償却累計額	△682,548	△682,548	0
電話加入権	149,968	149,968	0
ソフトウェア	0	0	0
その他固定資産合計	149,970	149,970	0
固定資産合計	21,679,970	21,379,970	300,000
資産合計	106,764,607	102,096,058	4,668,549
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	1,270,737	1,475,775	△205,038
前受会費	16,535,080	17,617,080	△1,082,000
預り金	30,630	30,630	0
仮受金	16,000	0	16,000
流動負債合計	17,852,447	19,123,485	△1,271,038
負債合計	17,852,447	19,123,485	△1,271,038
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	88,912,160	82,972,573	5,939,587
正味財産合計	88,912,160	82,972,573	5,939,587
(うち特定資産への充当額)	(21,530,000)	(21,230,000)	(300,000)
負債及び正味財産合計	106,764,607	102,096,058	4,668,549

一般会計正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入金	[1,347,000]	[1,350,000]	[△3,000]
正会員受取入金	(1,347,000)	(1,350,000)	(△3,000)
受取会費	[45,848,000]	[46,552,000]	[△704,000]
正会員受取会費	(45,848,000)	(46,552,000)	(△704,000)
年会費	44,624,000	45,176,000	△552,000
過年度追加会費	1,224,000	1,376,000	△152,000
雑収益	[29,756]	[55,796]	[△26,040]
受取利息	(56)	(2,415)	(△2,359)
雑収益	(29,700)	(53,381)	(△23,681)
出版著作権料	29,700	34,385	△4,685
研究倫理審査費用	0	15,000	△15,000
その他	0	3,996	△3,996
他会計からの繰入金	[0]	[347,881]	△347,881
学術集会特別会計繰入金	(0)	(347,881)	△347,881
経常収益計	47,224,756	48,305,677	△1,080,921
(2) 経常費用			
事業費	[19,965,301]	[24,099,634]	[△4,134,333]
会議費・運営費	(12,249,089)	(11,123,166)	(1,125,923)
通信運搬費	(587,500)	(552,608)	(34,892)
印刷製本費	(4,530,740)	(5,400,000)	(△869,260)
支払助成金	(2,568,963)	(2,711,866)	(△142,903)
地方会補助費	2,568,963	2,711,866	△142,903
委託費	(29,009)	(4,311,994)	(△4,282,985)
ホームページ経費	29,009	4,311,994	△4,282,985
管理費	[17,768,868]	[17,336,331]	[432,537]
総会運営費	(532,590)	(476,876)	(55,714)
理事会費	(4,302,349)	(4,180,673)	(121,676)
常任理事会	521,980	610,500	△88,520
理事会	2,279,185	2,197,142	82,043
社員総会等	1,501,184	1,373,031	128,153
慶弔費	(51,864)	(25,616)	(26,248)
会議費	(0)	(2,500)	(△2,500)
旅費交通費	(96,730)	(169,170)	(△72,440)
通信運搬費	(1,849,322)	(1,769,120)	(80,202)
減価償却費	(0)	(74,452)	(△74,452)
消耗品費	(351,631)	(529,935)	(△178,304)
印刷製本費	(185,335)	(307,232)	(△121,897)
租税公課	(70,600)	(84,050)	(△13,450)
委託費	(10,276,738)	(9,656,119)	(620,619)
顧問料	1,398,000	1,408,320	△10,320
事務委託費	8,878,738	8,247,799	630,939
雑費	(51,709)	(60,588)	(△8,879)
他会計への繰出額	[3,551,000]	[3,532,000]	[19,000]
選挙事業積立金繰出金	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
奨学会特別会計繰出金	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
学術集会事業繰出金	(551,000)	(532,000)	(19,000)
災害支援特別会計繰出金	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
経常費用計	41,285,169	44,967,965	△3,682,796
当期経常増減額	5,939,587	3,337,712	2,601,875

一般会計正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,939,587	3,337,712	2,601,875
一般正味財産期首残高	82,972,573	79,634,861	3,337,712
一般正味財産期末残高	88,912,160	82,972,573	5,939,587
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	88,912,160	82,972,573	5,939,587

一般会計予算対比正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入金	[1, 200, 000]	[1, 347, 000]	[△147, 000]
正会員受取入金	(1, 200, 000)	(1, 347, 000)	(△147, 000)
受取会費	[43, 680, 000]	[45, 848, 000]	[△2, 168, 000]
正会員受取会費	(43, 680, 000)	(45, 848, 000)	(△2, 168, 000)
年会費	42, 480, 000	44, 624, 000	△2, 144, 000
過年度追加会費	1, 200, 000	1, 224, 000	△24, 000
雑収益	[20, 000]	[29, 756]	[△9, 756]
受取利息	(0)	(56)	(△56)
雑収益	(20, 000)	(29, 700)	(△9, 700)
出版著作権料	20, 000	29, 700	△9, 700
他会計からの繰入金	[0]	[0]	[0]
経常収益計	44, 900, 000	47, 224, 756	△2, 324, 756
(2) 経常費用			
事業費	[24, 845, 000]	[19, 965, 301]	[4, 879, 699]
会議費・運営費	(15, 495, 000)	(12, 249, 089)	(3, 245, 911)
通信運搬費	(600, 000)	(587, 500)	(12, 500)
印刷製本費	(5, 200, 000)	(4, 530, 740)	(669, 260)
支払助成金	(2, 800, 000)	(2, 568, 963)	(231, 037)
地方会補助費	2, 800, 000	2, 568, 963	231, 037
委託費	(750, 000)	(29, 009)	(720, 991)
ホームページ経費	750, 000	29, 009	720, 991
管理費	[21, 650, 000]	[17, 768, 868]	[3, 881, 132]
総会運営費	(400, 000)	(532, 590)	(△132, 590)
理事会費	(5, 000, 000)	(4, 302, 349)	(697, 651)
常任理事会	1, 500, 000	521, 980	978, 020
理事会	1, 700, 000	2, 279, 185	△579, 185
社員総会等	1, 800, 000	1, 501, 184	298, 816
慶弔費	(50, 000)	(51, 864)	(△1, 864)
会議費	(50, 000)	(0)	(50, 000)
旅費交通費	(300, 000)	(96, 730)	(203, 270)
通信運搬費	(2, 500, 000)	(1, 849, 322)	(650, 678)
消耗品費	(650, 000)	(351, 631)	(298, 369)
印刷製本費	(1, 000, 000)	(185, 335)	(814, 665)
租税公課	(250, 000)	(70, 600)	(179, 400)
委託費	(11, 200, 000)	(10, 276, 738)	(923, 262)
顧問料	1, 700, 000	1, 398, 000	302, 000
事務委託費	9, 500, 000	8, 878, 738	621, 262
雑費	(250, 000)	(51, 709)	(198, 291)
振込手数料等	250, 000	51, 709	198, 291
他会計への繰出額	[3, 700, 000]	[3, 551, 000]	[149, 000]
選挙事業積立金繰出金	(1, 000, 000)	(1, 000, 000)	(0)
奨学会特別会計繰出金	(1, 000, 000)	(1, 000, 000)	(0)
学術集会事業繰出金	(700, 000)	(551, 000)	(149, 000)
災害支援特別会計繰出金	(1, 000, 000)	(1, 000, 000)	(0)
予備費	[1, 000, 000]	[0]	[1, 000, 000]
経常費用計	51, 195, 000	41, 285, 169	9, 909, 831
当期経常増減額	△6, 295, 000	5, 939, 587	△12, 234, 587

一般会計予算対比正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△6,295,000	5,939,587	△12,234,587
一般正味財産期首残高	82,972,573	82,972,573	0
一般正味財産期末残高	76,677,573	88,912,160	△12,234,587
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	76,677,573	88,912,160	△12,234,587

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価基準
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定額法を採用している。
- (3) 消費税等の会計処理
税込方式を採用している。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
特定資産				
記念事業積立預金	5,910,000	100,000	0	6,010,000
損害対策準備積立預金	4,710,000	100,000	0	4,810,000
特別活動準備積立預金	10,610,000	100,000	0	10,710,000
小 計	21,230,000	300,000	0	21,530,000
合 計	21,230,000	300,000	0	21,530,000

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
特定資産				
記念事業積立預金	6,010,000	0	6,010,000	0
損害対策準備積立預金	4,810,000	0	4,810,000	0
特別活動準備積立預金	10,710,000	0	10,710,000	0
小 計	21,530,000	0	21,530,000	0
合 計	21,530,000	0	21,530,000	0

一 般 会 計 財 産 目 録

2020年3月31日現在

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

貸借対照表科目		口座等	金 額
(流動資産)	預金	普通預金	81,747,582
		郵便局/一般1	4,833,787
		郵便局/会費受入口座	67,213,454
		楽天銀行/一般	5,752,458
		みずほ銀行/一般	3,947,883
	前払金		337,055
	短期貸付金		3,000,000
	学術集会		3,000,000
流動資産合計			85,084,637
(固定資産)			
特定資産	記念事業積立預金		6,010,000
	三菱UFJ/一般		6,010,000
	損害対策準備積立預金		4,810,000
	三菱UFJ/一般		4,810,000
	特別活動準備積立預金		10,710,000
	三菱UFJ/一般		10,710,000
その他固定資産	器具備品		682,550
	減価償却累計額		△682,548
	有形固定資産		△682,548
	電話加入権		149,968
固定資産合計			21,679,970
資産合計			106,764,607
(流動負債)			
	未払費用		1,270,737
	前受会費		16,535,080
	預り金		30,630
	仮受金		16,000
流動負債合計			17,852,447
負債合計			17,852,447
正味財産			88,912,160

奨学会特別会計貸借対照表

2020年3月31日現在

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,955,611	9,456,475	499,136
普通預金	9,955,611	9,456,475	499,136
定期預金	0	0	0
流動資産合計	9,955,611	9,456,475	499,136
資産合計	9,955,611	9,456,475	499,136
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	9,955,611	9,456,475	499,136
正味財産合計	9,955,611	9,456,475	499,136
負債及び正味財産合計	9,955,611	9,456,475	499,136

奨学会特別会計正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
雑収益	[0]	[796]	[△796]
受取利息	(0)	(796)	(△796)
他会計からの繰入額	[1,000,000]	[1,000,000]	[0]
一般会計繰入金	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
経常収益計	1,000,000	1,000,796	△796
(2) 経常費用			
管理費	[500,864]	[501,878]	[△1,014]
事務費	(864)	(1,878)	(△1,014)
振込手数料等	864	1,878	△1,014
支払助成金	(500,000)	(500,000)	(0)
経常費用計	500,864	501,878	△1,014
評価損益等調整前当期経常増減額	499,136	498,918	218
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	499,136	498,918	218
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	499,136	498,918	218
一般正味財産期首残高	9,456,475	8,957,557	498,918
一般正味財産期末残高	9,955,611	9,456,475	499,136
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	9,955,611	9,456,475	499,136

奨学会特別会計予算対比正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
雑収益	[0]	[0]	[0]
受取利息	(0)	(0)	(0)
他会計からの繰入額	[1,000,000]	[1,000,000]	[0]
一般会計繰入金	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
経常収益計	1,000,000	1,000,000	0
(2) 経常費用			
管理費	[510,000]	[500,864]	[9,136]
事務費	(10,000)	(864)	(9,136)
振込手数料等	10,000	864	9,136
支払助成金	(500,000)	(500,000)	(0)
経常費用計	510,000	500,864	9,136
当期経常増減額	490,000	499,136	△9,136
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	490,000	499,136	△9,136
一般正味財産期首残高	9,456,475	9,456,475	0
一般正味財産期末残高	9,946,475	9,955,611	△9,136
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	9,946,475	9,955,611	△9,136

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

税込方式を採用している。

奨学会特別会計財産目録

2020年3月31日現在

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

貸借対照表科目		口座等	金 額
(流動資産)	預金	普通預金 みずほ/奨学金	9,955,611 9,955,611
流動資産合計			9,955,611
資産合計			9,955,611
正味財産			9,955,611

選挙事業積立金特別会計貸借対照表

2020年3月31日現在

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	3,323,847	3,444,424	△120,577
流動資産合計	3,323,847	3,444,424	△120,577
資産合計	3,323,847	3,444,424	△120,577
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	3,323,847	3,444,424	△120,577
正味財産合計	3,323,847	3,444,424	△120,577
負債及び正味財産合計	3,323,847	3,444,424	△120,577

選挙事業積立金特別会計正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
雑収益	[0]	[13]	[△13]
受取利息	(0)	(13)	(△13)
他会計からの繰入額	[1,000,000]	[1,000,000]	[0]
一般会計繰入金	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
経常収益計	1,000,000	1,000,013	△13
(2) 経常費用			
管理費	[1,120,577]	[1,620]	[1,118,957]
事務費	(51,704)	(1,620)	(50,084)
振込手数料等	504	1,620	△1,116
事務用消耗品費	51,200	0	51,200
会議費	(16,810)	(0)	(16,810)
旅費交通費	(7,112)	(0)	(7,112)
通信運搬費	(296,412)	(0)	(296,412)
印刷製本費	(85,239)	(0)	(85,239)
委託費	(663,300)	(0)	(663,300)
システム管理費	418,000	0	418,000
事務委託費	245,300	0	245,300
経常費用計	1,120,577	1,620	1,118,957
当期経常増減額	△120,577	998,393	△1,118,970
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△120,577	998,393	△1,118,970
一般正味財産期首残高	3,444,424	2,446,031	998,393
一般正味財産期末残高	3,323,847	3,444,424	△120,577
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	3,323,847	3,444,424	△120,577

選挙事業積立金特別会計予算対比正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
雑収益	[0]	[0]	[0]
受取利息	(0)	(0)	(0)
他会計からの繰入額	[1,000,000]	[1,000,000]	[0]
一般会計繰入金	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
経常収益計	1,000,000	1,000,000	0
(2) 経常費用			
管理費	[1,750,000]	[1,120,577]	[629,423]
事務費	(70,000)	(51,704)	(18,296)
振込手数料等	70,000	504	69,496
事務用消耗品費	0	51,200	△51,200
会議費	(30,000)	(16,810)	(13,190)
旅費交通費	(100,000)	(7,112)	(92,888)
通信運搬費	(650,000)	(296,412)	(353,588)
印刷製本費	(200,000)	(85,239)	(114,761)
委託費	(700,000)	(663,300)	(36,700)
システム管理費	400,000	418,000	△18,000
事務委託費	300,000	245,300	54,700
経常費用計	1,750,000	1,120,577	629,423
当期経常増減額	△750,000	△120,577	△629,423
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△750,000	△120,577	△629,423
一般正味財産期首残高	3,444,424	3,444,424	0
一般正味財産期末残高	2,694,424	3,323,847	△629,423
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,694,424	3,323,847	△629,423

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 消費税等の会計処理
税込方式を採用している。

選挙事業積立金特別会計財産目録

2020年3月31日現在

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

貸借対照表科目		口座等	金 額
(流動資産)	預金	普通預金	3,323,847
		みずほ/選挙事業	3,323,847
流動資産合計			3,323,847
資産合計			3,323,847
(流動負債)	未払費用		0
流動負債合計			0
負債合計			0
正味財産			3,323,847

第45回学術集会特別会計貸借対照表

2020年3月31日現在

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
II 負債の部			
1. 流動負債			
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	0	0	0
負債及び正味財産合計	0	0	0

第45回学術集会特別会計予算対比正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業収益	[14,450,000]	[18,783,000]	[-4,333,000]
集会参加費収入	(13,950,000)	(17,882,000)	(-3,932,000)
会員参加費	10,600,000	12,690,000	-2,090,000
非会員参加費	3,200,000	4,940,000	-1,740,000
学生参加費	150,000	252,000	-102,000
プレカンファレンス・市民公開講座	200,000	586,000	-386,000
懇親会	(300,000)	(315,000)	(-15,000)
受取補助金等	[0]	[0]	[0]
受取寄付金	[1,900,000]	[0]	[1,900,000]
寄付金収入	(300,000)	(0)	(300,000)
学術集会関係	300,000	0	300,000
協賛補助金	(1,600,000)	(0)	(1,600,000)
雑収益	[4,940,000]	[8,272,375]	[-3,332,375]
受取利息	(0)	(61)	(-61)
販売収入	(200,000)	(609,000)	(-409,000)
展示広告収入	(4,740,000)	(7,663,314)	(-2,923,314)
他会計からの繰入額	[700,000]	[551,000]	[149,000]
一般会計繰入金	(700,000)	(551,000)	(149,000)
経常収益計	21,990,000	27,606,375	-5,616,375
(2) 経常費用			
事業費	[21,126,288]	[25,778,362]	[-4,652,074]
臨時雇賃金	(80,000)	(602,860)	(-522,860)
講師等謝金支出	(750,000)	(501,165)	(248,835)
学術集会	750,000	501,165	248,835
運営費支出	(17,510,692)	(21,188,510)	(-3,677,818)
集会当日運営費	9,576,070	12,187,790	-2,611,720
会場費	7,434,622	8,070,361	-635,739
プレカンファレンス・市民公開講座	200,000	584,799	-384,799
懇親会	300,000	345,560	-45,560
会議費	(231,660)	(754,850)	(-523,190)
委員会経費	231,660	754,850	-523,190
旅費交通費	(300,000)	(278,060)	(21,940)
通信運搬費	(297,432)	(55,593)	(241,839)
学術集会関係	297,432	55,593	241,839
消耗品費	(178,520)	(222,384)	(-43,864)
印刷製本費	(1,677,984)	(814,870)	(863,114)
学術集会関係	1,677,984	814,870	863,114
雑費	(100,000)	(1,360,070)	(-1,260,070)
他会計への繰出額	[0]	[1,828,013]	[-1,828,013]
一般会計繰出金	0	0	0
災害支援特別会計繰出金	0	1,828,013	-1,828,013
予備費	[863,712]	[0]	[863,712]
経常費用計	21,990,000	27,606,375	-5,616,375
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部	0	0	0
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	0	0

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

税込方式を採用している。

災害支援特別会計貸借対照表

2020年3月31日現在

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	5,609,768	3,914,265	1,695,503
未収金	0	0	0
流動資産合計	5,609,768	3,914,265	1,695,503
資産合計	5,609,768	3,914,265	1,695,503
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	5,609,768	3,914,265	1,695,503
正味財産合計	5,609,768	3,914,265	1,695,503
負債及び正味財産合計	5,609,768	3,914,265	1,695,503

災害支援特別会計正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取寄付金	[433,000]	[556,000]	[△123,000]
受取寄付金	(433,000)	(556,000)	(△123,000)
災害支援寄付金	433,000	556,000	△123,000
学術集会寄付金	0	0	0
他会計からの繰入額	[2,828,013]	[1,000,000]	1,828,013
一般会計繰入金	(1,000,000)	(1,000,000)	0
学術集会特別会計繰入金	(1,828,013)	(0)	1,828,013
経常収益計	3,261,013	1,556,000	1,705,013
(2) 経常費用			
事業費	[1,550,000]	[1,538,000]	[12,000]
会議費・運営費	(1,550,000)	(1,538,000)	(12,000)
社会貢献事業関連	1,550,000	1,538,000	12,000
管理費	[15,510]	[13,420]	[2,090]
事務費	(15,510)	(13,420)	(2,090)
振込手数料等	15,510	13,420	2,090
経常費用計	1,565,510	1,551,420	14,090
当期経常増減額	1,695,503	4,580	1,690,923
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,695,503	4,580	1,690,923
一般正味財産期首残高	3,914,265	3,909,685	4,580
一般正味財産期末残高	5,609,768	3,914,265	1,695,503
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	5,609,768	3,914,265	1,695,503

災害支援特別会計予算対比正味財産増減計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取寄付金	[100,000]	[433,000]	[△333,000]
受取寄付金	(100,000)	(433,000)	(△333,000)
災害支援寄付金	100,000	433,000	△333,000
学術集会寄付金	0	0	0
他会計からの繰入額	[1,000,000]	[2,828,013]	[△1,828,013]
一般会計繰入金	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
学術集会会計繰入金	(0)	(1,828,000)	(△1,828,000)
経常収益計	1,100,000	3,261,013	△2,161,013
(2) 経常費用	0	0	0
事業費	[100,000]	[1,550,000]	[△1,450,000]
会議費・運営費	(100,000)	(1,550,000)	(△1,450,000)
社会貢献事業関連	100,000	1,550,000	△1,450,000
管理費	[15,000]	[15,510]	[△510]
事務費	(15,000)	(15,510)	(△510)
振込手数料等	15,000	15,510	△510
経常費用計	115,000	1,565,510	△1,450,510
当期経常増減額	985,000	1,695,503	△710,503
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	985,000	1,695,503	△710,503
一般正味財産期首残高	3,914,265	3,914,265	0
一般正味財産期末残高	4,899,265	5,609,768	△710,503
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	4,899,265	5,609,768	△710,503

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

税込方式を採用している。

災害支援特別会計財産目録

2020年3月31日現在

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	金 額
(流動資産)	預金	普通預金	5,609,768
		郵便局/災害支援	5,609,768
流動資産合計			5,609,768
資産合計			5,609,768
(流動負債)	未払費用		0
流動負債合計			0
負債合計			0
正味財産			5,609,768

第46回学術集会特別会計貸借対照表

2020年3月31日現在

一般社団法人日本看護研究学会

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	3,000,000	3,000,000	0
流動資産合計	3,000,000	3,000,000	0
資産合計	3,000,000	3,000,000	0
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	3,000,000	3,000,000	0
流動負債合計	3,000,000	3,000,000	0
負債合計	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	0	0	0
負債及び正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0

会 計 調 査 報 告 書

一般社団法人 日本看護研究学会
理事長 宮腰 由紀子 様

令和1年度 一般社団法人 日本看護研究学会の貸借対照表総括表、正味財産増減計算書総括表、一般会計及び特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録について相違ないことを認めます。

令和2年 4月 24日

長野県上田市緑ヶ丘1丁目27番59号
税理士 金子 和寛



報告事項 4 第 6 回評議員・役員選挙（2019年度）について

1. 評議員選挙

公 示：2019年 9 月20日

投票期間：2019年11月 1 日～11月30日

開 票：2019年12月 3 日

選出された評議員：70名

別添「評議員地区別名簿」の（任期：2020年 7 月 5 日～2024年定時社員総会前日まで）をご参照ください。

2. 理事候補者選挙

投票期間：2020年 1 月17日～ 1 月30日

開 票：2020年 2 月 6 日

選出された理事候補者： (敬称略)

北海道地区	矢野 理香（北海道大学大学院）
東北地区	布施 淳子（山形大学大学院）
関東地区	森 千鶴（筑波大学）
東京地区	佐藤 正美（東京慈恵会医科大学）
東海地区	浅野みどり（名古屋大学大学院）
	小松万喜子（愛知県立大学）
近畿・北陸地区	法橋 尚宏（神戸大学大学院）
	若村 智子（京都大学大学院）
中国・四国地区	中西 純子（愛媛県立医療技術大学）
九州・沖縄地区	前田ひとみ（熊本大学大学院）

報告事項 5 2020年度事業計画について

一般社団法人日本看護研究学会 2020年度事業計画

1. 第46回学術集会開催
城丸瑞恵学術集會会長（札幌医科大学）
2020年9月28日（月）～11月8日（日）オンデマンド方式にて開催
2. 編集委員会の運営
学会誌の発行：日本看護研究学会雑誌43巻1号～5号の編集と発行・J-STAGE登載
過去の学会誌3号（学術集會号）のJ-SATGEでの公開
査読委員の委嘱
原稿執筆要項の検討
3. 奨学会の運営
2020年度奨学金授与
2021年度奨学研究募集・選考
奨学金授与者に対する支援
4. 学会賞・奨励賞の運営
2019年度学会賞・奨励賞授与
2020年度学会賞・奨励賞選考
5. 地方会の運営
（北海道，東海，近畿・北陸，中国・四国，九州・沖縄）
6. 研究倫理に関する啓発事業
研究倫理審査の申請があった場合の審査の実施
利益相反に関する指針等の整備
研究倫理に関する情報提供
研究倫理委員会企画「本会の利益相反に関する指針と倫理」（仮）を開催（第46回学術集會中）
7. 国際活動推進事業
国際活動を深めるための検討を継続
8. 将来構想に関する組織・整備事業
学会内ネットワーク環境の整備と会員への情報発信の強化
選挙地区割りおよび地方会の位置づけに関する検討
日本学術振興会賞への論文推薦
研究活動支援の検討
（実践研究活動推進ワーキングの立ち上げ など）
各種災害発生等の緊急事態下における活動の検討
（委員会・社員総会・学術集會の開催方法と財務出動，委員会構成員の確認方法，諸記録の保管方法 など）
看保連（看護系学会等社会保険連合）ワーキング
2022年度の診療報酬・介護報酬同時改定にむけての2プロジェクト活動
①「障がい児と家族の生活世界を広げる支援事業」
②「超高齢社会における高齢者への効果的な看護技術や診療報酬・介護報酬のあり方」
9. 社会貢献事業
大規模災害支援事業
市民公開講座

10. 関係学術団体との連携・提携
11. 広報活動
 - 広報委員会活動の開始
 - ホームページによる情報提供
 - ニュースレターの発行
12. その他
 - 随時生じる学会活動の充実の関連事項

報告事項 6 2020年度予算について

収支予算書総括表

2020年4月1日から2021年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	一般会計	奨学会 特別会計	選挙事業積立金 特別会計	第46回 学術集会 特別会計	災害支援事業 特別会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1). 事業活動収入	[44,180,000]	[1,000,000]	[1,000,000]	[23,385,000]	[1,100,000]	[△ 3,700,000]	[66,965,000]
入金収入	1,200,000	0	0	0	0		1,200,000
会費収入	42,960,000	0	0	0	0		42,960,000
事業収入	0	0	0	13,550,000	0		13,550,000
補助金収入	0	0	0	0	0		0
寄付金収入	0	0	0	2,940,000	100,000		3,040,000
雑収入	20,000	0	0	6,195,000	0		6,215,000
他会計からの繰入金	0	1,000,000	1,000,000	700,000	1,000,000	△ 3,700,000	0
(2). 事業活動支出	[50,515,000]	[510,000]	[0]	[23,385,000]	[115,000]	[△ 3,700,000]	[70,825,000]
事業費支出	25,665,000	0	0	23,072,400	100,000		48,837,400
管理費支出	20,150,000	510,000	0	0	15,000		20,675,000
他会計への繰入金支出	3,700,000	0	0	0	0	△ 3,700,000	0
予備費	1,000,000	0	0	312,600	0		1,312,600
当期経常増減額	△ 6,335,000	490,000	1,000,000	0	985,000	0	△ 3,860,000
一般正味財産期首残高	88,912,160	9,955,611	3,323,847	0	5,609,768		107,801,386
一般正味財産期末残高	82,577,160	10,445,611	4,323,847	0	6,594,768		103,941,386

一 般 会 計 予 算 書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	今年度予算額	2019年度決算額	差異(2019年度決算対比)	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1). 事業活動収入				
受取入金				
正会員入会金(3,000円/人)	[1,200,000]	[1,347,000]	[△ 147,000]	
受取会費	[42,960,000]	[45,848,000]	[△ 2,888,000]	予算400名×3,000円
年会費(8,000円/年/人)	41,760,000	44,624,000	△ 2,864,000	予算5800名×8,000円×納入率90%
過年度会費入金等	1,200,000	1,224,000	△ 24,000	2019年度以前会費の取納
寄付金収入	[0]	[0]	[0]	
受取寄付金	0	0	0	
雑収益	[20,000]	[29,756]	[△ 9,756]	
出版著作権料他	20,000	29,700	△ 9,700	
研究倫理審査費用	0	0	0	
受取利息	0	56	△ 56	
その他	0	0	0	
他会計からの繰入金	[0]	[0]	[0]	
学術集会特別会計繰入金	0	0	0	
経常収益計	44,180,000	47,224,756	△ 3,044,756	
(2). 事業活動支出				
事業費支出				
会議費・運営費支出	[15,965,000]	[12,249,089]	(3,715,911)	学会誌J-STAGE掲載・査読、奨学会、学会賞等、倫理啓発、国際活動、社会貢献、他
通信運搬費支出	(600,000)	(587,500)	(12,500)	学術集会プログラム発送費用等
印刷製本費支出	(5,200,000)	(4,530,740)	(669,260)	学会誌編集・発行および学術集会プログラム
助成金支出	(2,800,000)	(2,568,963)	(231,037)	
委託費支出	(1,100,000)	(29,009)	(1,070,991)	
管理費支出				
総会運営費支出	(400,000)	(532,590)	(△ 132,590)	総会案内・総会資料・総会時の垂幕・記録・会場費等の本部担当分等
理事会費支出	(3,700,000)	(4,302,349)	(△ 602,349)	
会議費支出	(50,000)	(0)	(50,000)	
旅費交通費支出	(100,000)	(96,730)	(3,270)	
通信運搬費支出	(2,500,000)	(1,849,332)	(650,668)	電話・FAX・郵便・メール・入会承認通知、会費請求、総会案内等
消耗品費支出	(650,000)	(351,631)	(298,369)	
減価償却費	(0)	(0)	(0)	
印刷製本費支出	(1,000,000)	(185,335)	(814,665)	会費請求等、封筒、寄付金関連印刷費等も含む
租税公課支出	(250,000)	(70,600)	(179,400)	法人税等
委託費支出	(11,200,000)	(10,276,738)	(923,262)	
顧問料	1,700,000	1,398,000	302,000	会計事務所の年間費用74万円、弁護士費用:月5万円×12カ月他
事務局委託費	9,500,000	8,878,738	621,262	全業務/年間(8,159,880円+税)、その他別途費用
慶弔費支出	(50,000)	(51,864)	(△ 1,864)	
雑支出	(250,000)	(51,709)	(198,291)	振込手数料等
他会計繰入支出				
奨学会特別会計繰入金支出	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	奨学会2名
選挙事業積立金特別会計繰入金支出	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	評議員選挙・理事選挙のための積み立て
学術集会特別会計事業繰入金支出	(700,000)	(551,000)	(149,000)	学術集会開催支援金+名誉会員参加費・懇親会費16人のうち参加者分
災害支援事業特別会計繰入金支出	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)	災害支援事業のための積み立て
予備費	[1,000,000]	[0]	[1,000,000]	新規事業等のための予備的予算
経常費用計	50,515,000	41,285,169	9,229,831	
当期経常増減額	△ 6,335,000	5,939,587	△ 12,274,587	
一般正味財産期首残高	88,912,160	82,972,573	5,939,587	
一般正味財産期末残高	82,577,160	88,912,160	△ 6,335,000	

一般会計特定資産運用予算

2020年4月1日から2021年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	今年度予算額	2019年度決算額	差異(2019年度決算対比)	備 考
I 特定財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1). 一般会計からの積立額				
記念事業積立預金	[100,000]	[100,000]	[0]	
損害対策準備預金	[100,000]	[100,000]	[0]	
特別活動準備預金	[100,000]	[100,000]	[0]	
(2). 一般会計への取り崩し				
記念事業積立預金	[0]	[0]	[0]	
損害対策準備預金	[0]	[0]	[0]	
特別活動準備預金	[0]	[0]	[0]	
当期増減額				
記念事業積立預金	100,000	100,000	0	
損害対策準備預金	100,000	100,000	0	
特別活動準備預金	100,000	100,000	0	
当期期末残高				
記念事業積立預金	6,110,000	6,010,000	100,000	
損害対策準備預金	4,910,000	4,810,000	100,000	
特別活動準備預金	10,810,000	10,710,000	100,000	

奨学会特別会計予算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	今年度予算額	2019年度決算額	差異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1). 事業活動収入				
雑収入	[0]	[0]	[0]	
受取利息	0	0	0	
他会計からの繰入金	[1,000,000]	[1,000,000]	[0]	
一般会計繰入金	1,000,000	1,000,000	0	
経常収益計	1,000,000	1,000,000	0	
(2). 事業活動支出				
管理費	[510,000]	[500,864]	[9,136]	
事務費支出	10,000	864	9,136	振込手数料
支払助成金支出	500,000	500,000	0	2020年度授与候補者1名×50万円
経常費用計	510,000	500,864	9,136	
当期経常増減額	490,000	499,136	△ 9,136	
一般正味財産期首残高	9,955,611	9,456,475	499,136	
一般正味財産期末残高	10,445,611	9,955,611	490,000	

選挙事業積立金特別会計予算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	今年度予算額	2019年度決算額	差異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1). 事業活動収入				
雑収入	[0]	[0]	[0]	
受取利息	0	0	0	
他会計からの繰入金	[1,000,000]	[1,000,000]	[0]	
一般会計繰入金	1,000,000	1,000,000	0	
経常収益計	1,000,000	1,000,000	0	
(2). 事業活動支出			0	
管理費	[0]	[1,120,577]	[△ 1,120,577]	
印刷費支出	0	85,239	△ 85,239	
通信費支出	0	296,412	△ 296,412	
事務費支出	0	51,704	△ 51,704	
人件費支出	0	0	0	
会議費支出	0	16,810	△ 16,810	
旅費交通費支出	0	7,112	△ 7,112	
減価償却費	0	0	0	
委託費支出	0	663,300	△ 663,300	
経常費用計	0	1,120,577	△ 1,120,577	
	1,000,000	△ 120,577	1,120,577	
一般正味財産期首残高	3,323,847	3,444,424	△ 120,577	
一般正味財産期末残高	4,323,847	3,323,847	1,000,000	

第46回学術集会特別会計収支予算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会 (単位:円)

科 目	今年度予算額	備 考
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
事業収益	[13,550,000]	
集会参加費収入	(13,250,000)	1200名参加として
会員参加費	10,600,000	事前(10,000円)×700名、当日(12,000円)×300名
非会員参加費	2,500,000	事前(12,000円)×100名、当日(13,000円)×100名
学生参加費	150,000	3,000円×50名
プレカンファレンス	(0)	
懇親会	(300,000)	5,000円×60名
補助金等収入	[0]	
補助金収入	(0)	
寄付金収入	[2,940,000]	
寄付金収入	(300,000)	企業、個人、団体
協賛補助金	(2,640,000)	セミナー協賛費(330,000円×8社)
雑収入	[6,195,000]	
販売収入	(200,000)	抄録集販売(2,000×100冊)
展示広告収入	(5,995,000)	企業展示(基礎小間24、書籍展示小間30) 4,290,000円、広告協賛25件 1,705,000円
受取利息収入	(0)	
他会計からの繰入金	[700,000]	
一般会計繰入金	(700,000)	補助金、名誉会員参加費 他
経常収益計	23,385,000	
(2) 経常費用		
事業費	[23,072,400]	
臨時雇賃金支出	(1,360,000)	
講師等謝金支出	(510,000)	
学術集会	510,000	講師6名 シンポジスト11名 他
プレカンファレンス	0	
市民公開講座	0	
懇親会	0	
運営費支出	(17,300,000)	
演題処理等運営費	3,700,000	Web作成(演題登録システム)、管理費 他
集会当日運営費	9,000,000	機材・備品関連費、看板・展示関連費、会議用備品
会場費	4,300,000	当日会場関連費
プレカンファレンス	0	
市民公開講座	0	
懇親会	300,000	飲食費
会議費支出	(2,400)	
委員会経費	2,400	会場費、運営委員旅費 他
市民公開講座	0	
旅費交通費支出	(500,000)	
通信運搬費支出	(900,000)	
消耗品費支出	(300,000)	事務費(コピー、文具等)
印刷製本費支出	(2,000,000)	チラシ、ポスター、封筒、ネームカード、プログラム集、抄録集 他
雑支出	(200,000)	振込手数料など
予備費	[312,600]	
経常費用計	23,385,000	
当期経常増減額	0	
一般正味財産期首残高	0	

なお、新型コロナウイルスによる社会情勢から、運営形態をWeb開催に変更する。

災害支援事業特別会計予算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

一般社団法人 日本看護研究学会

(単位:円)

科 目	今年度予算額	2019年度決算額	差異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1). 事業活動収入				
寄付金収入	[100,000]	[433,000]	[△ 333,000]	
災害支援寄付金	100,000	433,000	△ 333,000	会員からの支援金
他会計からの繰入金	[1,000,000]	[2,828,013]	[△ 1,828,013]	
一般会計繰入金	1,000,000	1,000,000	[0]	
学術集会特別会計繰入金	0	1,828,013	△ 1,828,013	
事業活動収入計	1,100,000	3,261,013	△ 2,161,013	
(2). 事業活動支出			0	
事業費支出	[100,000]	[1,550,000]	[△ 1,450,000]	
会議費・運営費支出	(100,000)	(1,550,000)	(△ 1,450,000)	
社会貢献事業	100,000	1,550,000	△ 1,450,000	
管理費支出	[15,000]	[15,510]	[△ 510]	
事務費	15,000	15,510	△ 510	残高証明発行手数料・受け入れ時振込手数料
経常費用計	115,000	1,565,510	△ 1,450,510	
当期経常増減額	985,000	1,695,503	△ 710,503	
一般正味財産期首残高	5,609,768	3,914,265	1,695,503	
一般正味財産期末残高	6,594,768	5,609,768	985,000	

報告事項7 奨学会研究助成について（2020年度）

一般社団法人日本看護研究学会奨学会規程により、下記の通り2020年度奨学会研究が決定いたしました。

石川恵子

研究課題「日本語版Weight Efficacy Lifestyle Questionnaire（WEL）の開発」

報告事項8 学会賞・奨励賞選考について（2019年度）

一般社団法人日本看護研究学会学会賞・奨励賞規程により、2020年度定時社員総会において、2019年度学会賞・奨励賞が決定いたしました。

学会賞：今井多樹子

質的データにおけるテキストマイニングを併用した混合分析法の有用性—新人看護師が「現在の職場を去りたいと思った理由」に関する自由回答文の解析例から—, 41(4), 685-700, 2018.

奨励賞：①高橋 方子, 菅谷しづ子, 鈴木 康宏, 石津みゑ子, 布施 淳子, 高橋 和子

訪問看護師を対象としたデルファイ法による日本版バリューズヒストリーの開発, 40(5), 771-782, 2017.

②伊山 聡子, 前田ひとみ

看護学臨地実習における看護大学生の自己調整学習に関する研究, 41(5), 833-840, 2018.

③中村 真弓, 玉田 章

呼吸筋訓練による健康成人女子の換気機能と呼吸筋力への影響, 41(5), 891-898, 2018.

④真鍋 知香, 當目 雅代

「看護師ヒューマンスキル尺度」の開発と信頼性・妥当性の検討, 41(4), 637-649, 2018.

⑤澁谷 幸

看護師にとっての清拭の意味—清拭のエスノグラフィー—, 42(1), 43-51, 2019.

報告事項9 第46回学術集会について

開催概要

- 学術集会会長：城丸瑞恵（札幌医科大学）
- 開催期間：2020年9月28日（月）～11月8日（日）
- 開催方式：オンデマンド方式
 - ※参加登録していただいた方にオンデマンドでの視聴情報（Web視聴用のID，およびパスワードなど）を送付いたします。
 - ※詳細は学術集会ウェブサイトをご参照ください。
- 参加事前登録：2020年10月8日まで
- 参加費：会員10,000円，非会員12,000円，学生3,000円。
 - ※事前参加登録費は原則として返金いたしません。

◎一般演題および交流集会は講演集の発表をもって発表クレジットが付与されます。

◎学術集会の情報については，適宜学術集会ウェブサイトでお伝えします。

第46回学術集会ウェブサイト

<https://www.jsnr46-2020.org/>

報告事項10 第47回学術集会について

開催概要

- 学術集会会長：塩飽 仁（東北大学）
- 開催期間：2021年8月21日（土）～8月22日（日）
- 開催会場：オンライン開催予定

◎開催方法など，詳細については現在検討中です。

【参考】

第48回学術集会 2022年開催 学術集会会長：中西純子（愛媛県立医療技術大学）

第49回学術集会 2023年開催 学術集会会長：叶谷由佳（横浜市立大学）

報告事項11 地方会の活動について

【北海道】

2019年度 北海道地方会事業報告

1. 2019年度会員数

会員 250名（2019年12月現在）

2. 北海道地方会総会

日時：2019年7月28日（日）

場所：札幌市立大学 大学院棟 1階会議室（D104）

札幌市中央区北11条西13丁目

3. シンポジウム

日時：2019年7月28日（日）

場所：札幌市立大学 大学院棟 1階大講義室

札幌市中央区北11条西13丁目

シンポジウム：日々の看護実践と研究とのつながりを考える～研究の目と芽を育む～

座長 堀口雅美（札幌医科大学保健医療学部）

シンポジスト 真田弘美（東京大学大学院）

鷺見尚己（北海道大学大学院）

葛西陽子（浜仁会病院）

東谷敬介（市立札幌病院）

参加者数：60名

4. 特別講演会

テーマ：「未来志向のキャリア開発—他分野との連携・協働をもとに—」

日時：2020年2月1日（土）13時30分～15時00分

会場：札幌市立大学サテライトキャンパス

講師：良村貞子氏（北海道大学名誉教授）

参加者数：22名

5. 地方会ニュースの発行

2019年5月 第34号発行

6. 特別講演会ご案内の発送

北海道地方会会員を対象としたハガキによる周知

北海道内の看護系大学と札幌近郊の看護専門学校 計25校にポスターと案内文を送付

公益社団法人 北海道看護協会にポスターと案内文を送付

7. 地方会ホームページの更新

①シンポジウムの報告

②会長挨拶

③2019年度北海道地方会 特別講演会のご案内・報告

④2020年度総会のご案内

8. その他
なし

2020年度 北海道地方会事業計画案

1. 一般社団法人日本看護研究学会地方会総会の開催
2. 特別講演会の開催
3. 地方会ニュースの発行
4. 2020年度会長・副会長選挙の実施, 役員の選出
5. 研究奨励賞の選考
6. 地方会ホームページの更新 (随時)

【東海】

2019年度 社）日本看護研究学会東海地方会事業報告 (2019年4月1日～2020年3月31日)

1. 第24回東海地方会学術集会

2020年3月20日に開催を予定していた第24回東海地方会学術集会は、新型コロナウイルスの感染拡大と、それに伴う専門家会議・政府・各自治体などそれぞれからの移動・集会の自粛が要請されている状況を鑑み、学術集会を中止とし抄録開催とした。

抄録開催

会長 : 蒔田寛子 (豊橋創造大学)
テーマ : 共に創造する看護の知一地域を護り育む看護の力一
演題数 : 22演題
参加者 : 会員64名 非会員3名 (返金者含まず)
抄録開催に伴う手続き

2. 2019年度セミナー

プランナー : 渡邊順子 (静岡県立大学看護学部)
期日 : 2019年5月18日 (土) 13時30分～15時30分
場所 : ウィンクあいち 12階1203中会議室A
テーマ : 「多剤併用によるさまざまな有害事象について」
講演者 : 山田静雄 (静岡県立大学大学院薬食生命科学総合学府薬学研究院薬食研究推進センター長)
参加者 : 25名 (会員21名, 非会員4名)

3. ニュースレター No.23の発行

2019年9月1日発行

4. 世話人会開催

第1回 2019年8月8日 (木) 安保ホール (名古屋市中村区) 18:00～20:00
第2回 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、集合会議を中止し書面会議に変更

5. 総会開催

期日 : 2019年5月18日 (土) 12時45分～13時45分
場所 : ウィンクあいち 12階1203中会議室A
出席者 : 18名, 委任状: 152名

6. 2021・2022年度東海地方会世話人選挙

2020年度 社) 日本看護研究学会東海地方会事業計画 (案)

1. 第25回東海地方会学術集会

プランナー：佐藤直美 (浜松医科大学医学部看護学科)
期日：2021年3月13日 (土)
場所：アクトシティ浜松コンGRESセンター 4階 (予定)
テーマ：「実践をとらえなおす」(仮)

2. 2020年度セミナー

1) 開催予定セミナー

プランナー：柿原加代子 (四日市看護医療大学看護医療学部看護学科)
期日：2020年5月24日 (日) 9時~12時
場所：四日市看護医療大学 基礎看護学実習室 (5階)
三重県四日市市萱生町1200
テーマ：「私の看護と出会う ―倫理的観点から日常の看護実践を紐解く―」
講演者：平山恵美子 (藍野大学医療保健学部看護学科教授)

2) 2020年度セミナー開催中止

2020年度のセミナーは、2020年3月16日の世話人会のメール会議により、感染拡大状況をふまえ開催予定とした。しかし、2020年3月26日に、セミナーのプランナーである柿原先生より、セミナー開催施設の四日市医療看護大学の危機管理委員会より、セミナー中止の依頼があったとの報告を受けた。2020年3月27日の世話人会のメール会議により、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況が予測困難なため、今年度のセミナー開催は中止した。

なお、2020年度予定のセミナーは、プランナー及び講演者の了承を得たため、2021年度に開催予定とする。

3. ニュースレター No.24の発行

2020年9月 発行予定

4. 世話人会開催

第1回 2019年8月
第2回 2020年3月

5. 総会開催

東海地方会総会については、セミナーと同会場に開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大予防に伴い、2020年3月31日時点において、社) 日本看護研究学会第46回学術集会期間中に開催予定とする。

日時：2020年8月27日 (木) または28日 (金) 時間未定

場所：札幌コンベンションセンター

日本看護研究学会 近畿・北陸地方会 令和元年度 事業報告

1. 次期世話人代表選挙結果について

上野世話人代表の任期満了に伴い、以下の者を次期世話人代表として選任した。

選挙日程：令和元年12月9日～12月18日

選挙方法：インターネット選挙

結果：投票率 20.1%

次期世話人代表 井上智子先生（大阪大学）

2. 第33回日本看護研究学会 近畿・北陸地方会学術集会

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、2020年3月21日に聖泉大学で開催予定の一般社団法人日本看護研究学会近畿・第33回北陸地方会学術集会の集合型開催は中止となった。対応は以下の通りである。

1) 採択された演題については、抄録集掲載をもって学会発表の実績とした。

2) 事前参加申込者（お支払い済）の方

・お振込みいただいた方には抄録集、参加証、領収証を発送する。

・参加費は返金しない。

・お弁当代金については現金書留で返金する。

・発表予定で参加費未払いの方

筆頭発表者の方には、参加費（4,000円）のお振り込みをお願いする。

抄録集に掲載されている発表者の方には、当日参加費（4,000円）のお振り込みをお願いする。

・抄録集について

1冊1,000円で販売する（送料は第33回学術集会事務局が負担する）。締め切りは3月末とする。

3. 広報委員会活動

(1) アクセス数

HPのユーザー数1,645、ページビュー数6,116、2月・3月がピークであった。トップページへのアクセスが62.3%と最も多く、直帰率（全体）59.3%であった。

(2) ホームページの更新状況

・ホームページ全面リニューアルがなされた。

・「フラッシュ」に看護研究継続セミナーの写真掲載2回を予定していたが写真枚数が多かったため全てセミナー関係のページに掲載することとした。

・「お知らせ」に、リレーブログへのアクセス件数を増やすためブログのタイトルも併せて掲載するようにした。

・第33回学術集会に関する周知等で臨時追加掲載を2回実施した。

・第33回学術集会開催中止（新型コロナウイルス感染症発生に伴う感染拡大防止）に伴う臨時掲載を実施した。

(3) ニュースレター発行について

メールリングリストを活用しての配信、HPへの掲載とした。発行は当初予定（9月）より大幅に遅れたが、看護研究継続セミナーの講義内容を掲載し、多くの会員の方々へセミナー内容と様子を周知できるよう工夫した。

(4) リレーブログ

近畿、北陸とほぼ全ての地域からの協力があり、毎月1回のペースで更新できた。2020年1月号（2/3配信）は令和新春記念号として配信した。

4. 看護研究継続セミナー

看護研究継続セミナーを2回開催した。実績は、以下の通りである。

1) 第29回 看護研究継続セミナー

開催日：令和元年12月8日（土）13：30～17：00

場 所：福井医療大学

内 容：第1部 「質的研究 M-GTA分析のプロセス—データ取りから分析まで—」（泊祐子先生／大阪医科大学）
第2部 グループワーク「データ分析をしてみよう」

参加者：28名（会員22名，非会員6名）

2) 第30回 看護研究継続セミナー

開催日：令和元年11月23日（日）13：30～17：00

場 所：滋賀医科大学

内 容：第1部 「自分の実践現場の感覚がリサーチクエスションを見つける！」（本田可奈子先生／滋賀医科大学）
第2部 グループワーク（研究に関する相談など）

参加者：23名（会員20名，非会員3名）

以上
文責（近田）

日本看護研究学会 近畿・北陸地方会 令和2年度 事業計画案

- ・日本看護研究学会 第34回 近畿・北陸地方会学術集会
奈良学園大学登美ヶ丘キャンパス（学術集会長：守本とも子先生）2021年3月20日（土）開催
- ・看護研究継続セミナー
- ・広報活動（ホームページ，ブログ，ニュースレター編集）

【中国・四国】

一般社団法人日本看護研究学会中国・四国地方会 令和元年度事業報告

1. 会員数

平成31年4月1日時点 916名

2. 第33回学術集会開催

実行委員長：吉永純子先生（徳島文理大学）

日 時：令和2年3月8日（日）から3月14日（土）

方 法：Web開催

テーマ：探求心を育み実践を支える看護研究

演 題：83演題（一般45演題，学生38演題）

参加者：59名

3. 令和元年度総会開催

日 時：令和2年4月2（木）～4月4日（土）

方 法：メール会議

4. 委員会報告

1) 運営委員会

(1) 第1回運営委員会会議 令和元年8月21日（水），大阪国際会議場（グランキューブ大阪）8階801会議室

①第32回学術集会（香川）の結果について報告された。

②運営委員選挙の地区割りの是正について案が示され話し合った。

③地方会学術集会参加資格の緩和について話し合い，今後は臨床の共同研究者が負担なく発表できるよう，筆頭者のみ会員とすることにした。

④学術委員会の活動について報告があった。

⑤広報委員会の活動について報告があった。

⑥第33回学術集会の準備状況について報告があった。

⑦入会手続きについて意見があった。

⑧第34回学術集会は県立広島大学（実行委員長：松森直美先生）で，令和3年3月7日（日）開催予定で準備を進めている。

(2) 第2回運営委員会会議 令和2年3月30日（月）～3月31日（火）メール会議

①令和元年度事業報告

②令和元年度会計報告，監査報告

③令和2年度事業計画案

④令和2年度予算案

⑤第34回学術集会準備状況及び今後の学術集会について

⑥運営委員選挙の地区割り案

2) 学術委員会

(1) 令和元年度第1回学術委員会会議 令和元年8月21日（水），運営委員会終了後に開催。

第33回学術集会（徳島）において，特別セミナー「調査票の作成」を企画していたが，Web開催となったため中止した。

3) 広報委員会

(1) 令和元年度ニュース・レター No.27を9月に発行し、住所不明者を除く会員910名に送付した。

一般社団法人日本看護研究学会中国・四国地方会 令和2年度事業計画（案）

1. 第34回学術集会開催

実行委員長：松森直美先生（県立広島大学）

日 時：令和3年（2021年）3月7日（日）

場 所：県立広島大学

テ ー マ：地域創生時代を拓く看護研究

2. 平成30年度総会開催

日 時：令和3年3月7日（日）

場 所：県立広島大学

3. 委員会活動

1) 運営委員会

(1) 第1回

日 時：令和2年8月27日（木）又は28日（金）（時間は未定）

場 所：日本看護研究学会第46回学術集会会場 札幌コンベンションセンター内

(2) 第2回

日 時：令和3年3月6日（土）第34回学術集会前日

場 所：県立広島大学（予定）

2) 学術委員会

(1) 第1回

日 時：令和2年8月27日（木）又は28日（金）運営委員会終了後～（予定）

場 所：日本看護研究学会第46回学術集会会場 札幌コンベンションセンター内

(2) 第2回

日 時：令和3年3月6日（土）第34回学術集会前日 運営委員会終了後～

場 所：県立広島大学（予定）

3) 広報委員会

(1) 平成30年度ニュース・レター No.28を9月に発行、会員約1,000名に送付する。

(2) 第1回

日 時：令和2年8月27日（木）又は28日（金）運営委員会終了後～（予定）

場 所：日本看護研究学会第46回学術集会会場 札幌コンベンションセンター内

(3) 第2回

日 時：令和3年3月6日（土）第34回学術集会前日 運営委員会終了後～

場 所：県立広島大学（予定）

【九州・沖縄】

一般社団法人日本看護研究学会九州・沖縄地方会 2019年度（令和元年度）事業報告書

1. 会員数

2019年4月1日現在 827名（日本看護研究学会事務局）

2. 事業内容

1) 地方会ニュースレターの発行

2019年7月に、九州・沖縄地方会役員に対しニュースレターを学会ホームページ上にもみ掲載した。

2) ホームページの更新

日本看護研究学会九州・沖縄地方会ホームページに、事務局変更、地方会役員の変更、学術集会開催案内を掲載した。

3) 第24回一般社団法人日本看護研究学会九州・沖縄地方会役員会

日時：2019年11月8日（金）17：00～18：00

会場：J:COMホルトホール大分407会議室

大分県大分市金池南一丁目5番1号

4) 第24回一般社団法人日本看護研究学会九州・沖縄地方会学術集会・総会

(1) 学術集会：参加者160名（会員85名，非会員65名，学生10名）

会期：2019年11月9日（土）9：00～16：00

会場：大分大学医学部挾間キャンパス

大分県由布市挾間町医大ケ丘1丁目1番地

会長：原田千鶴（大分大学医学部看護学科基盤看護学講座 教授）

テーマ：事例報告から事例研究へ～看護実践知の創造にむけて～

・特別講演1題，シンポジウム（演者3名）1題，一般演題（口演・示説）25題

(2) 総会：233名（参加者26名，委任状207名）

日時：2019年11月9日（土）13：10～13：40

会場：医学部挾間キャンパス看護学科棟内

・2018年度（平成30年度）事業報告・会計報告・監査報告があった。

・審議事項として，2019年度事業計画・予算について承認された。

・第25回地方会学術集会長として中嶋恵美子氏（福岡大学）が推薦され，承認された。

・2020年度，第25回地方会学術集会開催日やテーマ等について次期学術集会長より案内があった。

・2020（令和2）年度に九州・沖縄地方会の役員選挙が実施されることについて告知があった。

一般社団法人日本看護研究学会九州・沖縄地方会 令和2年度 事業計画（案）

1. 会員数

令和元年7月28日現在（846）名（日本看護研究学会事務局）

2. 事業内容

1) 地方会ニュースレターの発行（ホームページ上）

令和2年7月

2) ホームページの更新

3) 第25回一般社団法人日本看護研究学会九州・沖縄地方会役員会

日時：令和2年10月30日（金）17：00～

会場：福岡大学医学部看護学科棟5F会議室

〒814-0180 福岡市城南区七隈7丁目45-1

4) 第25回一般社団法人日本看護研究学会九州・沖縄地方会学術集会

会期：令和2年10月31日（土）9：00～16：00（予定）

会場：福岡大学病院メディカルホール

福岡市城南区七隈7-45-1

学術集会長：中嶋恵美子

福岡大学医学部看護学科 教授

〒814-0180 福岡市城南区七隈7丁目45-1

テーマ（仮）ダイバーシティ時代の看護研究 ～新たな価値の醸成～

5) 第25回一般社団法人日本看護研究学会九州・沖縄地方会総会

日時：令和2年10月31日（土）12：00～12：30（予定）

会場：福岡大学病院メディカルホール

6) 地方会役員改選

7) その他

一般社団法人日本看護研究学会定款

第1章 名称及び事務所

第1条 (名 称)

本法人は、一般社団法人日本看護研究学会（英文名 Japan Society of Nursing Research, 略：JSNR）と称する。

第2条 (事 務 所)

本法人は、事務所を東京都豊島区内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

本法人は、広く看護学の研究に携わる者を組織し、看護に関わる教育・研究活動を行い、看護学の進歩発展に寄与するとともに社会に貢献する。

第4条 (事 業)

本法人は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 学会誌の発行
- 3) 学術講演会の開催
- 4) 奨学会事業
- 5) 学会賞・奨励賞事業
- 6) 研究倫理に関する啓発事業
- 7) 国際活動推進事業
- 8) 公開講座等の社会貢献事業
- 9) 関係学術団体との連絡、提携
- 10) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第5条 (公 告)

本法人の公告は、学会誌及び電子公告によって行う。

2. 本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

第3章 会 員

第6条 (会員の構成)

本法人の会員は、会員、賛助会員及び名誉会員とする。

- 1) 会員とは、看護学を研究する者で本法人の目的に賛同し、評議員（以下「社員」という。）の推薦並びに理事会の承認を経て、所定の手続きと会費の納入を完了した者をいう。
- 2) 賛助会員とは、本法人の目的に賛同し、本法人に寄与する為に入会を希望し、理事会の承認を得た者をいう。
- 3) 名誉会員とは、本法人に永年に亘る貢献の認められた会員を理事会の推薦により、社員総会の議を経て、会員総会の承認を得た者をいう。

第7条（入 会）

本法人に入会を希望する者は、所定の手続による入会申込書を本法人事務所に提出するものとする。理事会の承認並びに入会金及び会費の納入を完了した時点で本法人の会員又は賛助会員となる。

第8条（会 費）

会員及び賛助会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2. 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

第9条（退 会）

会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2. 次の各号の一つに該当する会員及び賛助会員は退会したものとみなす。

- 1) 総社員の同意があったとき
- 2) 死亡又は解散したとき
- 3) 除名されたとき
- 4) 特別の理由なく、2年以上会費を納入しないとき

第10条（除 名）

会員又は賛助会員が本法人の名誉を著しく傷つけた場合等の正当な理由がある場合には、社員総会において総社員の3分の2以上の議決により、除名することができる。

2. 前項の規定により除名する場合には、当該会員又は賛助会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

3. 前項により除名が議決された場合には、当該会員又は賛助会員に対し通知するものとする。

第4章 社 員

第11条（社 員）

本法人の社員は、別に定めるところにより会員の中から選任された評議員をもって構成する。

2. 社員については、任期中の欠員は補充しない。
3. 社員の任期は4年とし、続けて再任することはできない。

第5章 役 員

第12条（役 員）

本法人は次の役員を置く。

- 1) 理 事 長 1名
- 2) 副理事長 2名
- 3) 常任理事 若干名
- 4) 理 事 25名以内（理事長、副理事長及び常任理事を含む）
- 5) 監 事 2名

第13条（役員を選任）

理事長、副理事長、常任理事、理事及び監事は、別に定める規定により社員の中から第24条に定める社員総会において、前項掲記の順序で選任する。

2. 前項の規定にかかわらず、理事のうち2名は、理事長が推薦する会員を社員総会において選任することができる。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第14条（役員任期）

役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することができない。

2. 理事長、副理事長又は監事に事故ある時は、社員総会の議を経て交代することができる。その場合の任期は、残余の期間とする。
3. 理事については、任期中の欠員を補充しない。
4. 理事は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
5. 監事は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第15条（理事の職務）

理事長は、本法人を代表し業務を統括する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、あらかじめ定めてある順序によりその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
4. 常任理事は、理事の中から若干名を選任し、本法人の企画・運営を担当する。
5. 理事長、副理事長、常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第16条（監事の職務）

監事は、次の権限を有する。

- 1) 理事の職務の執行を監査し監査報告を作成すること。
- 2) 本法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- 3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- 4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- 5) 前号の場合において必要であると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。
- 6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- 7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

第17条（責任の免除）

本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもつ

て、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 会 議

第18条（理事会）

本法人に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。
3. 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - 1) 本法人の業務執行の決定
 - 2) 理事の職務の監督
 - 3) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
4. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2) 多額の借財
 - 3) 重要な使用人の選任及び解任
 - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 6) 第17条の責任の免除

第19条（理事会の開催）

理事会は、毎年定例の3回以上、及び次の場合に開催する。

- 1) 理事長が必要と認めたとき。
- 2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- 3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、請求をした理事が招集したとき。
- 4) 監事から開催の請求があったときで、請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合には、請求をした監事が招集したとき。

第20条（理事会の招集）

前条第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

2. 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対しその通知をしなければならない。

第21条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第22条（理事会の定足数）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

第23条（理事会の決議）

理事会の議事は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

2. 理事長が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第24条 (社員総会)

社員総会は、社員をもって構成する。

2. 社員総会は、この定款に別に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、役員の選任及び決算の承認等本法人の運営に関する重要な事項について決議する。

第25条 (社員総会の招集)

定時社員総会は、毎事業年終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めたとき。
 - 2) 社員の10分の1以上から会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

第26条 (社員総会の議長)

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

第27条 (社員総会の定足数)

社員総会は、委任状及び書面投票者を含めて社員の過半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

第28条 (社員総会の決議)

社員総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項を除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 会員総会

第29条 (会員総会)

全会員を対象とする会員総会は、毎年1回、理事長が招集して開催する。

2. 会員総会では、名誉会員の承認及び学術集會会長の選出に関する事項について審議する。
3. 会員総会の議長は、その年度の学術集會会会長が当たる。議事は出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。
4. 会員総会は会員の10分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。
5. 理事会が必要と認めた場合、社員総会の議決のあった場合及び会員の過半数以上から目的を示して総会の開催の請求のあった場合には、理事長は、臨時会員総会を開催しなくてはならない。

第8章 学術集會会会長

第30条 (学術集會会会長)

本法人は、毎年1回学術集會を主宰する為に学術集會会会長を置く。

第31条 (学術集會会会長の選出及び任期)

学術集會会会長は、理事会の推薦により会員総会で会員の中から選出する。

2. 学術集会会長の任期は、選任されたときから、その担当する学術集会の終結するときまでとする。
3. 学術集会会長は、理事会及び社員総会に出席することができる。

第9章 地 方 会

第32条 (地方会)

本法人の目的に則して、地方活動を行う為に、地方会を組織することができる。

2. 地方会の名称は、日本看護研究学会を冠した地方会とする。
3. 地方会の役員又は世話人に、当該地区の理事を含めなければならない。
4. 地方会の運営については、夫々において別に定める。

第10章 委 員 会

第33条 (委員会)

本法人の企画運営に当たり、別に定めるところにより委員会を組織する。

第11章 会 計

第34条 (会 計)

本法人の経費は、入会金、会費及び本法人の事業に伴う収入等の資産をもって支弁する。

第35条 (財産の管理)

本法人の資産は、理事長が管理しその管理方法は理事会の議決による。

第36条 (事業計画及び収支予算)

本法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、理事長が作成し毎会計年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。

第37条 (事業報告及び収支決算)

本法人の事業報告及び計算書類は、毎事業年度終了後3か月以内に理事長が事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

第38条 (余剰金の処分)

本法人は、余剰金が生じた場合であってもこれを社員に分配しない。

2. 本法人は、余剰金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお余剰金があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第39条 (事業年度)

本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12章 定款の変更及び解散

第40条 (定款の変更)

定款の変更は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

第41条 (解 散)

本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条の事由による他、社員総会において総

社員の3分の2以上の議決により解散することができる。

2. 本法人の解散に伴う残余財産は、社員総会の決議により、本法人と類似の事業を目的とする公益法人、国又は地方公共団体に寄附するものとする。

第13章 補 則

第42条 (最初の事業年度)

本法人の最初の事業年度は、本法人設立の日から平成22年3月31日までとする。

第43条 (最初の社員)

第11条の規定にかかわらず本法人の設立時の社員は次のとおりとする。

氏名：山口 桂子, 泉 キヨ子, 田島 桂子, 石井 トク, 尾岸 恵三子, 上鶴 重美
紙屋 克子, 川口 孝泰, 松岡 縁, 松田 たみ子, 宮腰 由紀子

2. 前項に規定する社員は、本法人設立後最初に開催される定時社員総会の終了のときにその資格を失い、その後は第11条の規定が適用される。

第44条 (社員の特例)

第11条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、平成22年6月を始期とする任期2年の社員をおくことができる。

第45条 (最初の役員)

第13条の規定にかかわらず本法人の設立時の役員は次のとおりとする。

(理事長)

氏名：山 口 桂 子

(理 事)

氏名：泉 キヨ子, 田島 桂子, 石井 トク, 尾岸 恵三子, 上鶴 重美, 紙屋 克子, 川口 孝泰
松岡 縁, 松田 たみ子, 宮腰 由紀子, 阿曾 洋子, 影山 セツ子, 川嶋 みどり
川西 千恵美, 川村 佐和子, 小松 浩子, 小山 眞理子, 佐藤 裕子, 前原 澄子
山勢 博彰, 山田 律子

(監 事)

氏名：安藤 詳子, 大谷 眞千子

2. 第14条の規定にかかわらず前項掲記の最初の役員の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。

第46条 (施行細則)

この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会及び社員総会の議を経て細則として別に定める。

この定款は 平成21年4月1日から施行する。

この定款は 平成26年5月18日より第1章第2条, 第5章第12条4), 第7章第29条2, 改正実施する。

この定款は 平成27年5月17日から第23条を改定し施行する。

一般社団法人日本看護研究学会定款施行細則

第1章 会費

第1条（入会金）

本法人に会員又は賛助会員として入会を希望する者は、入会金3,000円を納入しなければならない。

第2条（会費）

会員及び賛助会員の年会費は次のとおりとする。

- 1) 会員 8,000円
- 2) 賛助会員 30,000円（1口）

第2章 委員会

第3条（委員会）

委員会規程については、理事会の議を経て、制定、変更又は廃止することができる。

第3章 改正

第4条（改正）

本細則は、理事会及び社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附 則

本細則は平成21年4月10日から施行する。

2. 本法人設立時に、任意団体日本看護研究学会の評議員であった者は、本法人の評議員に選任されたものとみなす。本法人設立時に評議員及びこの規定により評議員になった者の任期は平成22年定期社員総会終了時までとする。
3. 本法人設立時に、任意団体日本看護研究学会会員であった者は、本法人に入会したものとみなす。
4. 本細則は、平成24年5月13日から施行する。
5. 第11条3項及び第14条1項但し書の規定は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決により適用しないことができる。
6. 本細則は、平成25年5月12日から施行する。
7. 第1章第2条及び第7章第29条の規定を改正する。
8. 本細則は、平成26年5月18日から施行する。
9. 本細則は、平成30年5月20日に改定し施行する。

一般社団法人日本看護研究学会評議員選出規程

第1条（趣旨）

本規程は、定款第11条による評議員選出に関して規定する。

第2条（選任方法）

評議員は、会員の中から選挙により選任する。

2. 前項の規定にかかわらず、理事長は必要に応じ、第3条の評議員定数と別に若干名を評議員として理事会に推薦することができる。
3. 評議員は、前任者の任期満了に伴い半数ごとに選挙するものとし、選挙によって選任する評議員の数は、第3条の評議員定数の半数とする。

第3条（地区・定数）

全国を付表に示す地区に分け、会員歴3年以上の会員の3%を地区の評議員定数とする。上記によって算出された評議員数の端数（小数点以下）は四捨五入とする。

第4条（任期）

評議員の任期は、選任後最初に開催される定時社員総会の日から、任期に対応する年に開催される定時社員総会の前日までとする。ただし、役員として選任されている評議員の任期は、任期に対応する年に開催される定時社員総会終了のときまでとする。

第5条（被選任資格）

評議員に選任されるには、会員歴5年以上の者で、評議員の任期満了時に満70歳未満の者で、かつ選挙が行われる年の5月末日までに会費を完納していなければならない。

第6条（選挙人資格）

評議員選挙にて投票するには、会員歴3年以上の者で選挙が行われる年の5月末日までに会費を完納していなければならない。

第7条（選挙公示）

評議員の任期満了の1年前の理事長が評議員就任の期間を明示して、選挙が行われる年の9月末日までに評議員選挙を公示する。

第8条（選挙管理委員会）

評議員の互選により選挙管理委員3名を選出し、理事長が委嘱し選挙管理委員会を組織する。

2. 選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出し、理事長が委嘱する。

第9条（選挙手続の公示）

選挙管理委員会は、次の事項を選挙が行われる年の9月末日までに会員に公示する。

- 1) 投票期間（11月1日0時から30日24時まで）
- 2) 投票方法
- 3) 定数
- 4) 任期

第10条（開票）

開票は選挙管理委員全員が立ち会の上行う。

第11条（当選者の公告）

選挙管理委員会は、地区毎、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、これに次点者を明示して加え、理事長に提出する。

2. 理事長は、前項の当選者を会員に公告する。

附則

本規程は平成21年8月2日から施行する。

2. 第5条の規定にかかわらず、平成21年の選挙については、評議員に選任されるには、会員歴5年以上の者で選挙が行われる年の7月21日までに会費を完納していなければならないものとする。
3. 第6条の規定にかかわらず、平成21年の選挙については、評議員選挙にて投票するには、会員歴3年以上の者で選挙が行われる年の7月21日までに会費を完納していなければならないものとする。
4. 平成22年の定時社員総会前日に任期が満了する評議員のうち、任期を2年間延長することに同意した者は、定款第44条の平成22年6月を始期とする任期2年の評議員として選任されたものとみなす。
5. 本規定は平成24年5月13日から施行する。
6. 第5条（被選任資格）平成25年5月12日一部改正施行する。
7. 第3条（地区・定数）、第9条（選挙手続の公示）、付表を平成27年8月21日改正し施行する。

<付表> 地区割

番号	地区名	都道府県名
1	北海道	北海道
2	東北	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島
3	関東	千葉, 茨城, 栃木, 群馬, 新潟
4	東京	東京, 埼玉, 山梨, 長野, 国外
5	東海	神奈川, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重
6	近畿・北陸	滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 福井, 富山, 石川
7	中国・四国	鳥根, 鳥取, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知
8	九州	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄

一般社団法人日本看護研究学会理事・監事選出規程

第1条（趣旨）

本規程は、定款第13条1項による理事・監事の選出に関して規定する。

第2条（理事の選出方法）

理事候補者は、新評議員の中から選挙により選出する。

2. 選挙により選出された理事候補者は、選出直後の定時社員総会で理事として選任された後、2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了するときに開催される定時社員総会で信任決議を行い、これを法律上の選任決議とする。
3. 理事候補者は、前任者の任期満了に伴い半数ごとに選挙するものとし、選挙によって選出する理事の人数は10名とする。
4. 第1項の規定にかかわらず、理事長は会員の中から2名を理事候補者として推薦することができる。

第3条（理事の選挙）

理事候補者は、地区評議員数に応じて配分し、各地区の新評議員の中から理事定数の連記による選挙より選出する。

第4条（選挙人資格）

理事選挙にて投票するには、新評議員として当選した者でなければならない。

第5条（投票）

投票締切日は、理事長が決定し、インターネットを介したオンラインシステムにより行う。

第6条（開票）

開票は、選挙管理委員（評議員選出規定による選挙管理委員が兼ねる）全員の立会の上行う。

第7条（当選者の決定・報告）

選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、理事長に理事候補者として提出する。

第8条（理事長等の選出）

理事候補者となった者は、理事候補者として諮られる予定の社員総会までに会議を開き、理事長候補者、副理事長候補者及び常任理事候補者を選出して、理事会に提出する。

第9条（監事の推薦）

監事候補者は、理事会が新評議員の中から推薦する。

2. 監事候補者は、推薦を受けた直後の定時社員総会で監事として選任された後、2期4年間監事を務めることとし、1期目が終了するときに開催される定時社員総会で信任決議を行い、これを法律上の選任決議とする。
3. 監事候補者は、前任者の任期満了に伴い半数ごとに理事会が推薦するものとし、推薦する監事候補者の人数は1名とする。

第10条（役員を選任）

理事会は、理事候補者、理事長による理事推薦者及び理事会による監事推薦者を、役員を選出する社員総会に役員候補者として諮る。

附 則

本規程は平成22年の定時社員総会で選任される理事・監事選出時から施行する。

2. 平成22年の定時社員総会の終結時に任期が満了する役員のうち、平成24年の定時社員総会終結時まで役員を務めることに同意した者は、平成22年の定時社員総会にて信任決議を行い、これを法律上の選任決議とする。
3. 本規程は平成27年5月17日から改定し施行する。
4. 本規程は平成27年8月21日改正し施行する。

一般社団法人日本看護研究学会奨学会規程

第1条（名 称）

本会を一般社団法人日本看護研究学会奨学会（以下、奨学会）とする。

第2条（目 的）

本会は日本看護研究学会の事業の一として、優秀な看護学研究者の育成の為に、その研究費用の一部を授与し、研究成果により看護学の発展に寄与することを目的とする。

第3条（資 金）

本会の資金として、前条の目的で本会に贈与された資金を奨学金に当てる。

会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第4条（対 象）

日本看護研究学会会員として3年以上の会員歴がある者で、申請または推薦により、その研究目的、研究内容を審査の上、適当と認められた者若干名とする。

2) 日本看護研究学会学術集会において、少なくとも1回以上発表をしている者であること。

3) 単独研究、もしくは共同研究の責任者であること。

4) 推薦の手続きや様式は別に定める。

5) 奨学金は1題50万円以内、年間合計100万円を上限とし、適当と認められた研究課題の費用に充当するものとして贈る。

第5条（義 務）

この奨学金を受けた者は、対象研究課題の1年間の業績成果を2年以内に、日本看護研究学会学術集会において口頭発表し、その学術集会号に奨学会報告を掲載する義務を負うものとする。

2) 奨学会研究の成果を論文として誌上発表する義務を負うものとする。

3) 奨学金を受けた者が病気、災害（死亡、被災者）などの事由で、義務を果たすことができないと理事会が認めた場合はこの限りではない。

第6条（授与者の報告）

日本看護研究学会理事長が授与者を会員総会で報告する。

第7条（罰 則）

奨学金を受けた者が義務を怠り、また日本看護研究学会会員として、その名誉を甚だしく毀損する行為のあった場合は、授与された奨学金の全額を返還しなければならない。

第8条（募 集）

奨学金を授与する者の募集規程は、委員会において別に定め、会員に公告する。

第9条（中斷・中止）

第5条3項に該当する場合の手続きは、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月26日より実施する。

この規程は、平成23年8月6日に一部改正し、実施する。

この規程は、平成29年4月23日に一部改正し、実施する。

この規程は、平成31年3月2日に一部改正し、実施する。

この規程は、令和元年12月15日に一部改正し、実施する。

一般社団法人日本看護研究学会学会賞・奨励賞規程

第1条（名 称）

本賞は一般社団法人日本看護研究学会学会賞・奨励賞（以下、学会賞・奨励賞）と称する。

第2条（目 的）

本賞は看護学の研究の発展に寄与するために、看護学の学術領域において優れた業績があったと認められる者の表彰することを目的とする。

第3条（表彰の種類）

表彰には次の賞を設ける。

- 1) 日本看護研究学会学会賞（以下、学会賞）
- 2) 日本看護研究学会奨励賞（以下、奨励賞）

第4条（表彰の対象）

表彰対象は次のとおりとする。

- 1) 学会賞 推薦年度を含む過去3年間に、日本看護研究学会雑誌（以下、学会雑誌）に発表された学術論文の中で最も秀でており、看護学の発展に貢献できる先駆的な原著論文の筆頭著者に授与する。
- 2) 奨励賞 推薦年度を含む過去3年間に、学会雑誌に発表された論文の中で、独自性があり、将来に発展が期待される論文に対して授与する。

第5条（受賞の資格）

表彰を受けることができる者（学会賞は筆頭著者、奨励賞は著者の全員）は、当該年度の10月末日時点で日本看護研究学会への入会日より満3年以上の会員または名誉会員でなければならない。

第6条（推薦方法）

各賞候補者の申請は、次の通りとする。

- 1) 学会賞・奨励賞は、学会賞・奨励賞委員会による推薦とし、委員会は次の書類を添えて2月末日までに理事長に申請する。
- 2) 推薦書・申請書（所定の用紙）。
- 3) 申請論文の別刷またはコピー。
- 4) 学会賞については、共著・共同発表の場合は共著・共同発表者の同意書。

第7条（表彰の数）

各賞の受賞者数は、次のとおりとする。

- 1) 学会賞は毎年度1名以内。
- 2) 奨励賞は毎年度5論文以内。

第8条（表彰の決定）

前条により推薦された表彰候補者、表彰候補論文について理事会で審議し、社員総会で承認を受ける。

第9条（表彰の時期）

表彰は、原則として総会において行う。

附 則

この規程は、平成22年3月26日より施行する。

この規程は、平成26年5月18日に一部改正し、実施する。

この規程は、平成28年5月22日に一部改正し、実施する。

一般社団法人日本看護研究学会編集委員会規程

第1条（名称）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会編集委員会（以下、編集委員会）とする。

第2条（目的）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会定款（以下、定款）第4条1号の2による編集事業として、機関誌の編集に関する業務を所管し、学会誌を発行することを目的とする。

第3条（委員会）

定款第33条に基づいて、本会をおく。

2. 本会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事の中より若干名の委員を選出して行う。委員の任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。
3. 委員長は前項で選出された委員の中から互選する。委員長は本会を総務する。
4. 委員長は評議員、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。
5. 委員は任期満了の場合においても、編集事業の円滑な運営のため、後任の編集委員長の求めに応じて、臨時編集委員として活動を一時的に行うことができる。

第4条（活動事項）

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 1) 日本看護研究学会雑誌の企画、編集、発行の基本方針に関すること。
- 2) 投稿規程等の制定、改廃に関すること。
- 3) 論文、資料等の投稿受付、査読審査に関すること。
- 4) 論文掲載の決定に関すること。
- 5) その他、刊行に関すること。

第5条（査読）

委員会は、評議員・会員の中から査読委員を選出し、理事会の議を経て日本看護研究学会雑誌に公告する。

2. 委員会は、上記項目にかかわらず、投稿論文の専門領域によっては、会員以外から臨時査読委員を選出し任命することができる。臨時査読委員は理事長が委嘱し、臨時査読委員の任期は、編集委員長承認日から担当論文の編集終了日までとする。査読を依頼した場合には手当てを支給することができる。
3. 査読委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。
4. 投稿された論文の査読は、原則として、査読委員2名以上および編集委員会で行う。

附 則

この規程は、平成22年3月26日から施行する。

この規程は、平成30年5月20日に改定し施行する。

この規程は、令和2年7月26日に改定し施行する。

一般社団法人日本看護研究学会奨学会委員会規程

第1条（名 称）

本会は一般社団法人日本看護研究学会奨学会委員会（以下、研究奨学会委員会）とする。

第2条（目 的）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会定款（以下、定款）第4条1号の4による事業として、優秀な看護学研究者の育成の為に、研究費用の一部を授与する者を選考・推薦することを目的とする。

第3条（委員会）

定款第33条に基づいて、本会をおく。

2. 本会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事の中から若干名の委員を選出して行う。委員の任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。
3. 委員長は委員の中からの互選とする。委員長は本会を総務する。

第4条（活動事項）

本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 奨学金授与者の募集、選考し理事会に推薦する。
- 2) 授与者の義務履行の確認、及び不履行の査問等につき結果を理事長に報告を行う。
- 3) その他、必要な事業を行う。

第5条（施行細則）

本会規定についての具体的な活動、運営に関する必要な事項は細則として別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月26日より施行する。

一般社団法人日本看護研究学会学会賞・奨励賞委員会規程

第1条（名 称）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会学会賞・奨励賞委員会（以下、学会賞・奨励賞委員会）とする。

第2条（目 的）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会定款（以下、定款）第4条1号の5による学会賞・奨励賞事業として、看護学の学術領域において優れた業績があったと認められる者の表彰のための選考・推薦を行うことを目的とする。

第3条（委員会）

定款第33条に基づいて、本会をおく。

2. 本会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事の中から若干名の委員を選出して行う。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。
3. 委員長は委員の中からの互選とする。委員長は本会を総務する。

第4条（活動事項）

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 1) 受賞者を選考し理事会に推薦する。
- 2) 受賞者選考要領を作成する。
- 3) その他、必要な事業を行う。

第5条（選考手続き）

選考の手続きについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月26日より施行する。

一般社団法人日本看護研究学会研究倫理委員会規程

第1条（名 称）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会研究倫理委員会（以下、研究倫理委員会）とする。

第2条（目 的）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会定款（以下、定款）第4条1号の6による研究倫理に関する啓発事業に関わる事業として、人・動物あるいは資料等を対象とする研究（以下、研究）の倫理的問題を検討し、会員が、看護研究に伴う倫理について理解を深めると同時に、研究が倫理的に遂行できるように支援することを目的とする。

第3条（委員会）

定款第33条に基づいて、本会をおく。

2. 本会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事の中から若干名の委員を選出して行う。委員の任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。
3. 委員長は委員の中からの互選とする。
4. 委員長は評議員、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

第4条（活動事項）

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 1) 研究倫理に関する重要な情報を本会のホームページを通して発信する。
- 2) 研究倫理に関する交流会・研究会などを支援する。
- 3) 編集委員会等と連携し、倫理的問題について協議する。
- 4) その他、社会の状況によって必要な事業を行う。

附 則

この規程は、平成22年3月26日より施行する。

この規程は、令和2年7月26日に改定し施行する。

一般社団法人日本看護研究学会国際活動推進委員会規程

第1条（名 称）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会国際活動推進委員会（以下、国際活動推進委員会）とする。

第2条（目 的）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会定款（以下、定款）第4条1号の7の事業の一つとして、会員の国際的な活動と交流を支援することを目的とする。

第3条（委員会）

定款第33条に基づいて、本会をおく。

2. 本会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事の中から若干名の委員を選出して行う。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。
3. 委員長は委員の中からの互選とする。委員長は本会を総務する。
4. 委員長は評議員、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

第4条（活動事項）

本会は、前条の目的を達成するために、会員の協力により以下の活動を行う。

- 1) 国際的な活動に資する情報を提供する。
- 2) 国外への情報発信を支援する。
- 3) 海外の学会・関連機関との連携・交流を行う。
- 4) その他

附 則

この規程は、平成22年3月26日より施行する。

この規程は、令和2年7月26日に改定し施行する。

一般社団法人日本看護研究学会将来構想委員会規程

第1条（名 称）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会将来構想委員会と称する。

第2条（目 的）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会定款（以下、定款）第4条10号による事業として、当法人の将来構想に必要な事項を検討することを目的とする。

第3条（委員の構成）

定款第33条に基づいて、本会を置く。

- 2 本会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事の中から若干名の委員を選出して行う。委員の任期は、役員任期期間とし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、委員の中からの互選とする。委員長は本会を総務する。
- 4 欠員が生じたときは、新たな委員を補充することができる。
- 5 本会は、理事会の決議によりワーキンググループを置くことができる。

第4条（委員会）

委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 4 委員会の議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録する。

第5条（活動事項）

本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- 1) 定款及び定款施行細則、委員会規程等の作成に関する事項
- 2) 委員会組織に関する事項
- 3) 事業に関する事項
- 4) その他理事会から付託された事項

第6条（規程の改正）

本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受ける。

附 則

本規程は、平成25年5月12日から施行する。

一般社団法人日本看護研究学会大規模災害支援事業委員会規程

第1条（名 称）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会大規模災害支援事業委員会（以下、災害委員会）とする。

第2条（目 的）

本会は、一般社団法人日本看護研究学会定款（以下、定款とする）第4条1号の8による事業として、大規模災害で被災された看護学生の就学継続はもとより、看護学研究者の研究継続を支援するための事業を行い、看護学の発展に寄与することを目的とする。

第3条（委員会）

定款第33条に基づいて、本会をおく。

2. 本会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事・評議員・会員の中から若干名の委員を選出して行う。委員の任期は役員任期とし、再任を妨げない。

第4条（活動事項）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 大規模災害により被災した看護学生、看護学研究者に対し、支援金を給付するため申請受付・選考と理事会への推薦を行う。
- 2) 大規模災害により被災した看護学研究者等に対し、必要な情報提供などの支援に要する事項の検討および活動を行う。
- 3) 前項の1)、2)の活動を達成するために募金活動を行う。
- 4) その他、委員会が必要と認めた事業を行う。

第5条（資 金）

第2条の目的を達成するための資金として、寄付金ならびに一般会計からの繰り入れ金（災害支援特別会計）をこれにあてる。

第6条（施行細則）

本会規程についての具体的な活動、運営に関する必要な事項は細則として別に定める。

第7条（事務局）

本会事務局は一般社団法人日本看護研究学会事務局（東京都豊島区巣鴨1-24-1 第2ユニオンビル4階（株）ガリレオ）において行う。

附 則

この規約は、平成23年5月15日から施行する。

この規約は、平成27年5月17日に改定し施行する。

この規約は、平成30年5月20日に改定し施行する。

一般社団法人日本看護研究学会広報委員会規程

第1条（名 称）

本委員会は、一般社団法人日本看護研究学会広報委員会（以下、本委員会）とする。

第2条（目 的）

本委員会は、一般社団法人日本看護研究学会（以下、本会）の事業及び看護に関わる教育・研究活動についての情報を周知することを目的とする。

第3条（委員会）

定款第33条に基づいて、本委員会をおく。

2. 本委員会の運営は、一般社団法人日本看護研究学会理事の中から若干名の委員を選出して行う。任期は役員任期期間とし、再任は妨げない。
3. 委員長は前項で選出された委員の中から選出する。委員長は本委員会を総務する。
4. 委員長は評議員、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、これを補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

第4条（活動事項）

本委員会は、第2条の目的を達するため、次に掲げる活動を行う。

- 1) 本会ホームページの作成、管理及び運用
- 2) ニュースレターの発行
- 3) 会員向けメール配信による情報発信
- 4) 必要と認められる情報の収集、開示、及び管理
- 5) 広報体制の検討
- 6) その他、第2条の目的を達成するために必要な業務

附 則

この規程は、令和2年2月23日より施行する。

この規程は、令和2年7月26日に改定し施行する。

一般社団法人日本看護研究学会研究倫理審査委員会規程

(前 文)

一般社団法人日本看護研究学会（以下「本学会」という。）定款第4条6項に基づき、本学会会員で研究を実施する者（以下「研究者」という。）は、人を対象とする研究については「ニュルンベルグ綱領」、「ヘルシンキ宣言」、「臨床研究に関する倫理指針（厚生労働省）」、「看護研究における倫理指針（日本看護協会）」、ほかに、疫学研究については「疫学研究に関する倫理指針（厚生労働省）」等の趣旨に基づいて実施しなければならない。また、本学会は適正かつ円滑に、研究の科学的妥当性と研究実施上の倫理的適合性についての審査を実施するために、本学会に研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第1条 委員会は、本学会会員が行う人を対象とした看護研究が人権に配慮し、安全で、かつ自由意思による参加の基に行なわれるか否かについて審査することを目的とする。

(委員会の位置づけ)

第2条 委員会は、研究計画の実施等の適否及びその他の事項について、学会理事長（以下「理事長」という）から意見を求められた場合には、その研究計画等の倫理上の妥当性について審査を行い、理事長に文書により意見を述べなければならない。

なお、審査を行うに当たっては、次の各号に掲げる点を特に留意する。

- 1) 研究対象者に対する人権の保護、権利擁護、および安全の確保
- 2) 研究対象者に対するインフォームドコンセント
- 3) 研究によって生ずるリスクと科学的な成果への理解と判断
- 4) 利益相反に関する事項

(審査を申請する者の条件)

第3条 本委員会の審査対象は、申請者が会員であること、かつ申請者が所属する機関に研究倫理審査を行う組織が設置されていない、あるいは、やむを得ない理由で研究倫理審査を受けることができない場合であって、なおかつ、申請者の所属している所属長の承諾を得ている者とする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、理事長の下に置く。委員の構成は10人以内とし、次に掲げる者の中から各1名以上を理事長が選び、委嘱する。

- 1) 保健医療・看護学分野を専門領域とする者
- 2) 医学等他分野を専門領域とする者
- 3) 大学または研究機関等の研究倫理審査委員会に所属した経歴を持ち、審査委員の経験のある者
- 4) 市民の立場の者

なお、以下については必要に応じて委嘱する。

- 5) 実験研究を主に専門とする者
- 6) 心理・社会学分野を専門とする者
- 7) その他の分野を専門とする者

2. 委員会は、学会員以外の者を含み、かつ男女両性で構成されなければならない。

3. 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、最長3期までとする。

委員の退任等により後任者を補充する必要がある場合には、その任期は前任者の残任期間とする。

4. 委員は18歳以上、75歳未満である者とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 1) 委員長および副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 2) 委員長は、会務を統括する。
- 3) 副委員長は、委員長の職務を補佐する。
- 4) 委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 1) 委員会は、本学会に所属しない委員1人を含む過半数の出席がなければ議決することはできない。
- 2) 委員長が必要と認めるときは、案件ごとに委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3) 審査の判定は、出席委員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定する。議決は過半数をもって決し、同数の場合には委員長が決定する。
- 4) 実施状況報告書を1年に1度、理事会に報告する。
- 5) 委員が審査を申請している場合（共同研究者も含む）には、その者は当該研究の審査を行うことはできない。

(申請手続, 判定の通知)

第7条 審査を申請する研究者は、所定の様式による申請書に必要な事項を記入し、必要な資料を添えて、理事長に提出しなければならない。理事長は、申請に対して速やかに委員会に意見を求めなければならない。

- 1) 申請者は、研究計画書に関する説明を委員長から求められた場合には、委員会に出席し、研究計画等を説明しなければならない。
- 2) 理事長は委員会の意見を尊重し、当該申請のあった研究計画等の可否を裁定し、その判定結果を申請者に通知しなければならない。
- 3) 前2項の通知に対して、申請者は書面をもって、理事長に不服申立てをすることができる。理事長は、提出された不服申立てについて、委員会に意見を求めなければならない。
- 4) 申請者は、承認された研究計画等による研究成果を公表した場合には、理事長に所定の様式により報告しなければならない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員会の委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を、法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会事務局（以下「事務局」という。）を学会事務局に置く。

(申請に係る経費)

第10条 審査に必要な経費として、学会が定める金額を納める。

2. 通信費、資料作成費として、15,000円を前納する。

(規程の改正等)

第11条 この規程の改正等については、委員会及び理事会の議決を経て定める。

(運営要領)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、かつ、学会理事会の承認を得て別に定める。

(施行日)

第13条 この規程は、平成26年5月18日に社員総会において決定し、同日から施行する。

地方会施行細則

本細則は、一般社団法人日本看護研究学会（以下、「本会」とする）定款第32条第4項の規定に基づき、定めるものである。

1. 地方会会則

本会定款および本細則に基づき地方会ごとに会則を定める。会則には、以下の事項を規定する。

- 第1条 名称
- 第2条 目的および活動
- 第3条 会員
- 第4条 組織
- 第5条 役員
- 第6条 総会
- 第7条 地方会学術集会等
- 第8条 会計
- 第9条 改廃

2. 地方会組織と役員の役割

1) 各地方会には、以下の役員もしくは世話人を置く。

- 会長1名
- 副会長1名
- 会計1名
- 監事2名

2) 役員は、当該地方会会員による選挙で選出する。役員には、当該地方会に所属する本会の理事を1名以上含めなければならない。

3) 会長は地方会を代表して会務を統括し、本会の定時社員総会に出席して本会との調整を行う。

4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

5) 会計は地方会の会計管理を行う。

6) 監事は、地方会の会務を監査すると共に会計年度終了後に会計監査を行う。

3. 事業・活動

1) 各地方会で実施する活動は、定款および定款施行細則および本細則に従って行うものとし、活動内容や運営方法は、各地方会に一任する。

2) 事業・活動期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

3) 4月末までに、前年度活動報告書および決算報告、当年度の活動計画案を作成して本会事務所に送付し、理事会の承認を得たのち、定時社員総会で報告する。

4. 会計

1) 本会会計は、当該年度4月1日の各地方会に所属する会員数に応じて、会員1名あたり500円の補助金を、4月中に各地方会会計口座に振り込む。役員選出にかかる費用については、選挙実施報告に基づく申請書により、会員1名あたり500円を上限として、本会が実費を負担するものとする。

2) 会計年度は、事業・活動年度と同一期間とする。

3) 4月末までに、決算報告書、会計監査報告書、当年度予算案を作成して本会事務所に送付し、理事会の承認を得たのち、定時社員総会で報告する。

4) 決算後に、本会からの補助金に残金がある場合は、本会に返還する。

5. 附 則

- 1) 本細則が承認された時点で、全ての地方会は本細則に基づく地方会会則を作成しなければならない。すでに会則を規定している地方会も同様とする。
- 2) 地方会学術集会等発表時に看護学生である者の研究発表の可否は、本会定款・定款施行細則に関わらず各地方会の決定に委ねる。ここでいう看護学生とは、看護基礎教育機関に在籍する学生とする。
- 3) 本細則は平成26年5月18日から施行する。
- 4) 本細則は平成27年5月17日から改定し施行する。

一般社団法人日本看護研究学会雑誌投稿規程

1. 投稿者

本誌投稿者は、著者および共著者のすべてが本学会員でなければならない。ただし、編集委員会により依頼したものは非会員であってもかまわない。

2. 著者および研究貢献者

1) 著者

「著者」(Author)とは、通常、投稿された研究において大きな知的貢献を果たした人物と考えられている。

著者資格 (Authorship) は以下の①から④の四点に基づいているべきであるとともに、そのすべてを満たしていなければならない*。

- ① 研究の構想およびデザイン、データ収集、データ分析および解釈に、実質的に寄与した
- ② 論文の作成または重要な知的内容に関わる批判的校閲に関与した
- ③ 出版原稿の最終承認を行った
- ④ 研究のあらゆる部分の正確さまたは完全さに関する疑問が適切に探究され解決されることを保証する、研究のすべての面に対して説明責任があることに同意した

資金の確保、データ収集、研究グループの総括的監督に携わっただけでは著者資格を得られない。

産学協同研究など、多施設から相当数の研究者が研究にかかわっていた場合、投稿原稿についての直接の責任者が明らかになっていなければならない。この責任者は、上述の著者資格の基準を完全に満たしている必要があり、編集委員会は責任者に対して「投稿原稿執筆者および利益相反開示**」の詳細を要求することがある。

2) 研究貢献者

著者資格の基準を満たさない研究貢献者は、すべて「謝辞」の項に列挙する。研究貢献者には貢献内容を明示する。たとえば、「学術的助言者として貢献」「研究デザインの批判的校閲」「データ収集」「研究参加者の紹介ならびにケア」などのように貢献内容を付記することを推奨する。

3. 投稿の内容と種別

編集委員会が扱う投稿論文の内容は、「広く看護学の研究に携わる者を組織し、看護にかかわる教育・研究活動を行い、看護学の進歩発展に寄与するとともに社会に貢献する」という日本看護研究学会の設立趣旨にかなった、看護に関する学術・技術・実践についての「論文」とする。趣旨に沿わない場合は原稿を受理しない場合がある。

投稿者は、投稿時に以下の原稿種別のいずれかを申告する。ただし、査読者および編集委員会の勧告により希望どおりの原稿種別では採用にならない場合がある。

投稿論文は学術雑誌に未発表のものに限る。学術雑誌に未投稿の学位論文はそれ自体を論文とはみなさず、したがって、所属機関のリポジトリへの掲載等は公表と見なさない。また、学術集会での発表も、学術雑誌への論文掲載ではないので未発表と見なす。

* 米国保健福祉省研究公正局 (Office of Research Integrity, Office of Public Health and Science) の『ORI研究倫理入門—責任ある研究者になるために』によると、出版に寄与しない著者をリストにあげることは、gift authorshipと呼ばれ、広く批判されており、研究の不正行為の1つとしてみなされている。共通の同意にもかかわらず、gift authorshipは、こんにちの学術出版をめぐる未解決の重要課題とみなされている。研究者は、以下のものであれば、論文にリストされる。①研究がなされた研究室やプログラムの長である。②研究資金を提供した。③この領域での主導的研究者である。④試薬を提供した。⑤主たる著者のメンターとして機能した。これらの位置にいる人びとは、出版のために重要な寄与を行い、承認を与えられるだろう。しかし、上記の寄与だけであれば、著者にリストされるべきではない。

** 産学連携による研究には、学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元 (公的利益) だけではなく、産学連携に伴い研究者個人が取得する金銭・地位・利権など (私的利益) が発生する場合がある。これら2つの利益が研究者個人の中に生じる状態を「利益相反」と呼ぶ。産学連携を推進するには、利益相反状態が生じることを避けることはできないが、利益相反事項の開示を要求することによって、研究成果の信憑性の喪失、社会からの信頼性の喪失、研究参加者への危険性などの弊害を生じることなく、研究結果の発表やそれらの普及・啓発を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、研究の進歩に貢献するものである。

編集委員会による査読過程を経て、採用が許諾された段階で、投稿者には未発表もしくは断片的投稿や二重投稿ではない内容であることを誓約する文書を要求する。

■原著論文

学術上および技術上価値ある新しい研究成果を記述したもの。
原稿のすみずみまで研究論文としての完成度が高いもの。

■研究報告

学術上および技術上価値ある新しい研究成果で、前掲「原著論文」と比較すると論文としての完成度にはやや難があるが、早く発表する価値があるもの。

■技術・実践報告

技術的な問題についての実践結果の報告で、その手段あるいは得られた成果が大きな波及効果を期待できるもの。エビデンスレベルは「根拠に基づく実践 Evidence-Based Practice」に準じて判断する。

■総説

特定の問題に関する内外の文献を網羅的に集めて分析・検討した論文。メタシンセシスやシステムティックレビューは、そのレベルにより原著もしくは研究報告に相当する。

■資料・その他

上記のいずれにも相当しないが、公表する価値がある。

4. 研究倫理

本誌に投稿する原稿の元になった研究は、本学会が定めた倫理綱領をはじめ、日本看護協会の「看護研究のための倫理指針」(2004)、文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(2017)等にならなければならない。

人および動物が対象の研究は、投稿者所属の施設もしくは研究参加者が所在する施設の研究倫理審査委員会で承認されたものでなければならない。投稿者の周辺に適切な研究倫理審査委員会がない場合は、本学会で研究倫理審査を受けることができる。また、承認された倫理的配慮がその通りになされていることも必要条件であり、具体的に行われた倫理的行動と研究倫理審査承認番号を本文中に明記しなくてはならない。投稿する際には、研究倫理審査委員会の承認書を電子投稿システムに登録する。

それに加えて、以下の行為が疑われた場合、①理事会が聞き取り調査を行う、②実際に不正であると判断された場合はその旨を公告する、③公刊後に不正が明らかになった場合は当該論文を削除する公告を行う、④不正を行った投稿者に対しては理事会の議を経て、会員資格を剥奪する。なお、二重投稿の場合は該当する他学会の編集委員会に通知する。

■ミスコンダクト

研究上の「ミスコンダクト」とは、「研究上の不正行為」とほぼ同義で、捏造 (Fabrication)、改竄 (Falsification)、盗用 (Plagiarism) (FFP) を中心とした、研究の遂行における非倫理的行為のことである。「不正行為」が不法性、違法性を強調するのに対して、「ミスコンダクト」はそれに加えて倫理性、道徳性を重視する〔日本学術会議「科学におけるミスコンダクトの現状と対策：科学者コミュニティの自律に向けて」(<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-8.pdf>) より、文章表現を一部改変〕。

■断片的投稿

研究の一部を独立した研究のように投稿する断片的投稿 (こま切れ投稿) は、研究全体の重要性和価値を誤って伝えると同時に、学術雑誌を公刊するシステムに多くの時間と費用を浪費させることから、厳に慎まなければならない。長い研究経過の途中で、それまでに得られた結果をもとに投稿する場合は、投稿した論文と研究全体との関係を明らかにするとともに、過去に研究の一部を公表した論文があれば、その論文との関係を投稿論文に明確に示さなければならない。

■二重投稿

本誌に投稿した原稿と同じものを他学術雑誌へ同時期に投稿することを二重投稿と呼ぶ。ほぼ同じデータ群、結果、考察から構成されている場合は二重投稿とみなす。

■不合理な投稿の取り下げ

正当な理由なく原稿の投稿を取り下げることである。投稿論文を取り下げる場合は、取り下げざるをえない正

当な理由を添えて、編集委員長宛に願出しなければならない。理由が正当でないと編集委員会が判断した場合、この取り下げの背後になんらかの問題行為が行われているものとみなす。

5. 投稿手続きおよび採否

- 1) 本学会の論文投稿サイトの投稿論文チェックリストにしたがって、原稿の最終点検を行う。
- 2) 投稿原稿は、Microsoft社のWordやExcel, PowerPointを使用して作成し、行番号を付す。行番号はWordに含まれている。
- 3) 本学会の論文投稿サイトの指示にしたがって、必要事項を完全に記入し、作成済みのファイルをアップロードする。
- 4) 原稿受付日は投稿日とし、採用日とともに誌上に明記する。なお、原稿執筆要項を著しく逸脱するものについては、形式が整った時点を受付日とする。
- 5) 原稿の採否は編集委員会による査読を経て決定する。なお、原稿の修正および種別の変更を求めることがある。
- 6) 査読中の原稿のやりとりも、本学会の電子査読システムを使用する。
- 7) 採用が決定したあと、最終原稿を提出する。

6. 英文抄録のネイティブ・チェック

英文抄録については、英語を母国語とする人にチェックしてもらい、間違いがないことを証明する確認書を提出する。とくに様式は定めない。

7. 投稿前チェックリスト

投稿する際には、投稿論文チェックリストで「雑誌投稿規程」および「原稿執筆要項」に合致していることを確認のうえ署名し、電子投稿システムに登録する。

8. 利益相反自己申告書

研究の成果のバイアスがかかっているかを判断する材料となるよう利益相反（Conflict of Interest：COI）の開示が必要である。著者全員が研究内容に関係する企業・組織または団体との利益相反状態について、利益相反自己申告書を記載し署名の上スキャンし、pdfファイル（もしくはjpegファイル）に変換後、電子投稿システムのファイルアップロードの画面で登録する。

9. 原稿の受付

原稿は随時受けつけているが、投稿規程および原稿執筆要項に沿わない原稿は受理できない。

10. 投稿論文の採否

投稿論文の採否は、本学会編集委員会による査読過程を経たうえで、編集委員会が最終決定を行う。場合により、投稿者に内容の修正・追加あるいは短縮を求めることがある。また、採用の条件として、論文種別の変更を投稿者に求めることがある。

査読の結果が「修正のうえ再査読」の場合、所定の期間内に修正された原稿については、改めて査読を行う。

「不採用」と通知された場合で、その「不採用」という結果に対して投稿者が明らかに不当と考える場合には、不当とする理由を明記して編集委員長あてに異議申し立てを1回に限りすることができる。

なお、原稿は原則として返却しない。

なお、原稿種別による査読基準は以下表の通りである。

	原著論文	研究報告	技術・実践報告	総説	資料・その他
独創性	○	○	○		
萌芽性		○	○		
発展性		○	○	○	
技術的有用性			○	○	
学術的価値性・有用性	○	○		○	○
信頼性	○			○	
完成度	○				

〔凡例〕○：評価の対象とする、空欄：評価するが過度に重視しない。

11. ゲラ刷りの校正

採用が決定すると、ひとまず投稿原稿はテクニカル・エディター（編集技術者）の手にわたる。その際、本誌全体の統一をはかるために、著者に断りなく仮名遣いや文章を整え、語句を訂正することがある。

ゲラ刷り（校正用の試し刷り）の初回校正は著者が行う。なお、校正の際、著者による論文内容に関する加筆は一切認めない。第2回目以降の校正は著者校正に基づいて編集委員会が行う。

12. 原稿掲載料・別刷料

原稿が刷り上がりで、10頁以下（800字詰原稿用紙30枚が目安〔図表含む〕）の場合は、掲載料は無料とする。図表の目安は、通常の大きさの場合は仕上がりで1/4～1/2頁、大きな図表は1頁とする。

10頁の制限を超過した場合は、所定の料金を徴収する。超過料金は、刷り上がり超過分1頁につき所定の超過料金（実費）とする。

図版は、製版原稿として使用可能な原図のデータを添えること。印刷業者で新たに作成し直す必要が生じたときは、その実費を徴収する。図版データの具体的なフォーマットについては、「原稿執筆要項」を参照のこと。

別刷については、基本的には提供しない。代わりに該当する刷り上がりページのPDFファイルを無料で配布する。

紙媒体の別刷が必要な場合は、投稿者が直接印刷業者と交渉する。

13. 著作権

- ・会員の権利保護のために、掲載された論文の著作権は本会に属するものとする。
- ・本誌の論文を雑誌、書籍等に引用する場合は、必要最小限の範囲とし、出典（著者氏名、題名、掲載雑誌名、巻号、ページ数等）を明記する。ただし、論文内容を改変して転載する場合は、転載許可申請書（形式は自由）を事務局宛に郵送し、事前に編集委員長の許可を得る。
- ・本誌の論文を所属機関のリポジトリ等に登録する場合は、登録許可申請書（形式は自由）を事務局宛に郵送し、事前に編集委員長の許可を得る。

14. 原稿執筆要項

別に定める。

この規程は、昭和59年12月1日より発効する。

附 則

- 1) 平成5年7月30日 一部改正実施する。
- 2) 平成9年7月24日 一部改正実施する。
- 3) 平成12年4月22日 一部改正実施する。
- 4) 平成15年7月23日 一部改正実施する。
- 5) 平成16年7月28日 一部改正実施する。
- 6) 平成17年7月21日 一部改正実施する。
- 7) 平成21年8月2日 一部改正実施する。
- 8) 平成22年5月23日 一部改正実施する。
- 9) 平成23年9月30日 一部改正実施する。
- 10) 平成25年12月15日 一部改正実施する。
- 11) 平成27年8月21日 一部改正実施する。
- 12) 平成28年5月22日 一部改正実施する。
- 13) 平成28年11月20日 一部改正実施する。
- 14) 平成29年8月28日 一部改正実施する。
- 15) 平成30年1月21日 一部改正実施する。
- 16) 平成30年11月23日 一部改正実施する。
- 17) 令和2年6月14日 一部改正実施する。

原稿執筆要項

一般社団法人日本看護研究学会編集委員会

原稿の内容は日本看護研究学会の設立趣旨「広く看護学の研究に携わる者を組織し、看護にかかわる教育・研究活動を行い、看護学の進歩発展に寄与するとともに社会に貢献する」にかなったものとする。趣旨に沿わない場合は原稿を受理しない場合がある。

また、本学会の編集スタイルは、原則的に米国心理学会 (American Psychological Association, APA) が発行している『Publication Manual of the American Psychological Association, 6th ed.』(2010)／『APA論文作成マニュアル第2版』[2011, 医学書院]に準拠する。

1. 投稿の際の電子書式等について

- 1) 原稿は、本学会が定める電子投稿システムを使用して投稿する。
- 2) 本文はMicrosoft社のWordを使用し、図表は図はWord・Excel・Power Point、表はWord・Excelで作成する。ExcelまたはPowerPoint以外のソフトで作表した図表は、JPEGまたはPDF形式で保存する。
なお、図表については以下の点に留意されたい。論文に必要な不可欠な場合は、カラーの写真や図の掲載が認められる場合がある。
Word……Excelの表をWord上に貼付して画像化させている場合は、もとのExcelのデータも提出すること
JPEG……解像度が350dpi以上の低圧縮の状態提出すること
PDF……パスワードはかけず、フォント埋め込みの状態提出すること(可能であれば、JPEGまたはTIFF形式が望ましい)
- 3) 本文の文字の大きさはMS明朝体の10.5ポイントを使用し、書式は左右余白30mm、上下余白50mm、入稿とし、文字数は40字×20行となるように設定する(「文書のレイアウト」で40字×20行と設定すると、10.5ポイントの場合、1行の数が40字以上になる。35字×20行という設定で指定の文字数となることが多いので、実際に1ページあたりの字数と行数を確認すること)。
- 4) 本文には必ずページ数を中央下に挿入する。
- 5) 1ページ目の最上段に論文タイトルを記載し、1行空けて本文を開始する。著者名および所属など投稿者を特定できる情報を書いてはいけない。
- 6) 数式については、Microsoft数式を使用する。

2. 文体ならびに句読点について

- 1) 文章は簡潔でわかりやすく記述する。看護学は理系・文系にまたがるところがあるが、文体は「である調」を基本とする。
- 2) 論文は横書き2段組で印刷するため、読点は縦書きの際に通常使用する「、」ではなく「，(全角コンマ)」とし、句点は読点との区別を明瞭にするために「。(全角句点)」とする。
- 3) 漢字の使用については、原則的に「常用漢字表」に則るものとする。なお、専門用語に類するものについてはその限りではない。ただし、接続詞や副詞の多くと名詞や動詞、助動詞などの一部には「ひらがな書き」が定着していることに配慮する。
[例]「さらに…」「ただし…」「および…」「または…」「すぐに…」「ときどき…」「…すること」「…したとき」「…ている」
- 4) 本文や図表中(文献は除く)で用いられる数字(「二者択一」や「一朝一夕」のような数量を表す意味で用いられているのではないものを除く)および欧文については、原則として半角文字を使用する。ただし、1桁の数字および1文字のみの欧文(例：A施設、B氏、方法X、など)の場合は全角文字とする。また、量記号(サンプル数の n や確率の p などの数値すなわち量を表す記号)に対しては、欧文書体のイタリック体(斜体)を使用する。
- 5) 整数部分が0で理論的に1を超えることのない数値は、たとえば、相関係数 r やCronbach's α では「.68」のように小数点以下だけを表現し、縦に揃える場合は小数点の位置で揃える。

3. 見出しについて

論文の構成をわかりやすく提示するために見出しを階層化する。

- 1) 見出しは「MSゴシック」体を用い、外国語・数字には**Times New Roman Bold**を用いる。
- 2) 見出しの階層は第1階層から第7階層までとする。
- 3) 第1階層は論文タイトルで、見出しに数字やアルファベットを付けない。論文タイトルは印刷時には中央揃えになる。
- 4) 本文の見出しは、以下に示す第2階層から第7階層までの6つの階層から構成する。見出しに付ける数字・記号、およびピリオドは全角を使用する。

第2階層：Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ．……………：中央揃え

第3階層：A．B．C．……………：左端揃え

第4階層：1．2．3．……………：左端揃え

第5階層：a．b．c．……………：見出しのみ、本文左端より1字下げる

第6階層：(1) (2) (3) ……………：上位の見出しより1字下げる

第7階層：(a) (b) (c) ……………：上位の見出しより1字下げる

- 5) 「はじめに」や「序論」「序説」、または「緒言」および「おわりに」や「結語」、「謝辞」を使用する場合は第2階層ではあるが、本文中では見出し数字・記号は使用せず、単に中央揃えとする。
- 6) 論文中で使用される見出しの階層が3階層までの場合は数字記号、すなわち第2階層と第4階層と第6階層を使用する。
- 7) 4階層以上になる場合は上位から順に使用する。
- 8) ある階層に下位階層をつくる場合、下位階層の項目は必ず2つ以上の項目をつくる。項目が1つしかない場合には、下位階層の項目とはしない。

4. 表について

- 1) 効果的な表のレイアウトを下に示す。

表X. 若年者と高齢者の課題達成の割合

課題の困難さ	若年者			高齢者		
	数	平均 (標準偏差)	信頼区間	数	平均 (標準偏差)	信頼区間
軽度	12	.05 (.08)	[.02, .11]	18	.14 (.15)	[.08, .22]
中等度	15	.05 (.07)	[.02, .10]	12	.17 (.15)	[.08, .28]
高度	16	.11 (.10)	[.07, .17]	14	.28 (.21)	[.15, .39]

- 2) 表はひとつずつA4判用紙に配置し、最上段左端に、出現順に「表1」のように通し番号を振り、そのあとに全角スペース分空けてからタイトル名を簡潔に示す。
- 3) 表は、それ自体が結果のすべてを語る力をもっている。本文中での表の説明は要点を示すのにとどめなければならない。すべての内容について論じるのなら、その表は不要である。
- 4) 表の罫線は必要な横罫線だけにとどめ、縦罫線は使用しない。縦罫線かわりに十分な空白を置く。

5. 図について

- 1) 図はひとつずつA4判用紙に配置し、最下段左端に、出現順に「図1」のように通し番号を振り、そのあとに全角スペース分空けてからタイトル名を簡潔に示す。
- 2) 図表は、原稿本文とは別にまとめて巻末に添える。図表を原稿に挿入する箇所は、原稿の右側余白に図表番号を朱書きする。

6. 引用について

論文の中で、自己の主張に関連づけて他の著作者の文章や図表の一部を使用する場合は、出所を明示すれば著作権保有者の許諾を得ることなく「引用」することができる。根拠となる法律は以下のとおり（漢字、仮名遣いを一部変更）。

著作権法

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究、その他の引用の目的上、正当な範囲内*で行なわれるものでなければならない。

2 国もしくは地方公共団体の機関、独立行政法人または地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書、その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌、その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

図や写真は著作者が独創性を持って作成した著作物として保護される。したがって、上記のような「引用」の範囲を越える場合、著作権者の許諾がなければ勝手に「転載」することはできない。ただし、誰が作成しても同じになると考えられる図表は、創意や工夫が反映されていないので自分で作成しても同じ物となる。したがって許諾がなくても転載利用とならない。

7. 引用形式について

本学会は米国心理学会（American Psychological Association, APA）発行の『Publication Manual of the American Psychological Association』に準拠するが、原著が英語文献のためのマニュアルであるところから、一部学会独自の工夫を行っている。

■本文中の引用

- 1) 本文中の引用箇所には「(著者の姓, 西暦文献発行年, 引用ページ)」を付けて表示する。引用には常にページ数を記すが、ページ数を特定できないとき（本文を要約して引用する場合や文意を説明的に引用する場合など）はこの限りではない。

— 例 —

- a. 山口 (2011) によると「……は……である」(p.3)。 ※引用が複数頁にまたがる場合は「pp.xxx-xxx」とする。
- b. 「……は……である」と山口は述べている (2011,p.3)。
- c. 山口は、……は……である、と主張している (2011,p.3)。

- 2) 2名の著者による単独の文献の場合、その文献が本文に出現するたびに常に両方の著者の姓の間に「・」を付して表記する。初出以降に再引用する場合も同様である。

— 例 —

- a. 山口・黒田 (2011) によると「……は……である」(p.3)。
- b. 「……は……である」と山口・黒田は述べている (2011,p.3)。
- c. 山口・黒田は、……は……である、と主張している (2011,p.3)。
- d. Yamaguchi & Kuroda (2011,p.3) は…… ※欧文文献では、2名の姓を「&」でつなぐ。

- 3) 著者が3, 4, 5名の場合、文献が初出の時点ですべての著者姓を、間に「・」を付して表記する。初出以降に再引用する場合は、最初の著者の後ろに「ほか」(欧文の場合は「et al.」)を付ける。例外として、最初の著者1名では論文の区別がつかない場合、区別がつくまで著者姓を列記する。

— 例 —

- a. ……であることが明らかにされている (山口・福岡・佐賀・熊本・宮崎ほか, 2011)。
- c. ……であることが明らかにされている (Mason, Lee, Draper, Roper, & Smith, et al., 2011)。
※欧文文献では、最後の著者姓の前に「&」を入れる。

- 4) 著者が6名以上の場合は、初出・再引用にかかわらず、筆頭著者の姓のみに「ほか」(欧文の場合は「et al.」)を付す。

- 5) 複数文献を同一個所で引用した場合には、(黒田, 2011, pp.3-7; 山口・長崎, 2010, pp.100-101) というように筆頭著者のアルファベット順に表示する。

- 6) 同一著者による、同じ年に発行された異なる文献を引用した場合は、発行年にアルファベットを付し、これらの文献を区別する。なお、本文末の文献リストにおいても、同様の扱いとする。

— 例 —

山口 (2009a) によると……である。また、別の研究では……であることが明らかにされている (山口, 2009b)。

- 7) 前項に類似するが、同一書籍の異なる頁を複数個所で引用する場合には、本文末の文献リストにおいては単一の文献として頁数を記載せず、それぞれの引用個所において頁数を記載する。

— 例 —

中木 (2010, pp.23-45) によると……である。また、……であるケースも存在することが明らかにされている (中木, 2010, pp.150-156)。

- 8) 翻訳本を引用した場合には、原作出版年／翻訳本出版年を表示する。

— 例 —

Walker & Avant (2005/2008) によると……

■本文末の文献リスト

本文の最後には、【文献】として、引用した文献の書誌情報を、著者名のアルファベット順の一覧として表示する。

- 1) 和文名と欧文名は同一基準で取り扱い、和文名をヘボン式ローマ字で記載したものとの比較で順序を定める。文献リストにおいて、著者名は原著にあがっている全員をあげる。
- 2) 欧文原稿の場合はすべて半角文字を使用し、雑誌名および書籍名をイタリックで表示する (注意: 和文の場合は斜字体にしない)。
- 3) 雑誌名は原則として省略しない。誌面の都合等で省略しなければならない場合は、邦文誌では医学中央雑誌、欧文誌では、INDEX MEDICUSおよびINTERNATIONAL NURSING INDEXの雑誌略名に従う。なお、省略形を用いる場合は、省略不可能な文献を除き、すべて省略形で統一する。

① 雑誌の場合:

必要な書誌情報とその順序: 著者名全員 (西暦発行年). 表題. 雑誌名, 巻 (号), 開始ページ-終了ページ.

— 例 —

日本太郎, 看護花子, 研究二郎 (1998). 社会的支援が必要なハイリスク状態にある高齢入院患者の特徴. 日本看護研究学会雑誌, 2(1), 32-38.

Nihon, T., Kango, H., Kenkyu, J. (2000). Characteristics of elderly inpatients at high risk of needing supportive social service. *Journal of Nursing*, 5, 132-138.

② 書籍の場合:

必要な書誌情報とその順序: 著者名 (西暦発行年). 書籍名. 引用箇所の開始ページ-終了ページ, 出版地: 出版社名.

— 例 —

研究太郎 (1995). 看護基礎科学入門. 23-52, 大阪: 研究学会出版.

Kenkyu, T. (2000). *Introduction to Nursing Basic Sciences*. 23-52, Osaka: Research Press.

③ 翻訳書の場合:

必要な書誌情報とその順序: 原著者名 (原著発行年) / 訳者名 (翻訳書発行年). 翻訳書名 (版数). (pp.引用箇所の開始ページ-終了ページ数). 出版地: 出版社名.

— 例 —

Walker, L.O., & Avant, K. C. (2005) / 中木高夫・川崎修一訳 (2008). 看護における理論構築の方法. (pp.77-79). 東京: 医学書院.

④ 分担執筆の文献で著者と書籍に編者 (監修者) が存在する場合:

必要な書誌情報とその順序: 著者名 (西暦発行年). 表題. 編集者名 (編), 書籍名 (pp.引用箇所の開始ページ-終了ページ). 出版地: 出版社名.

— 例 —

研究花子 (1998). 不眠の看護. 日本太郎, 看護花子 (編), 臨床看護学Ⅱ (pp.123-146). 東京: 研究学会出版.

Kenkyu, H. (2008). A nursing approach to disturbed sleep pattern. In T. Nihon, & H. Kango Editor (Eds.), *Clinical Nursing II* (pp.123-146). Tokyo: Kenkyu Press.

⑤ 電子文献の場合：

◆電子雑誌

・DOIがある学術論文

- 著者名 (出版年). 論文名. 誌名. 巻 (号), 頁. doi: xx,xxxxxx (参照年-月-日)
- Author, A. A., & Author, B. B. (Year). Title of article. *Title of journal*, vol (no), xxx-xxx. doi: xx,xxxxxx (accessed Year-Month-Day)

・DOIのない学術論文

- 著者名 (出版年). 論文名. 誌名. 巻 (号), 頁. <http://www.xxxxxxx> (参照年-月-日)
- Author, A. A., & Author, B. B. (Year). Title of article. *Title of journal*, vol (no), xxx-xxx. Retrieved from <http://www.xxxxxxx> (accessed Year-Month-Day)

◆電子書籍

・DOIがある書籍

- 著者名 (出版年). 書籍名. doi: xx,xxxxxx (参照年-月-日)
- Author, A. A., & Author, B. B. (Year). *Title of book*. doi: xx,xxxxxx (accessed Year-Month-Day)

・DOIのない書籍

- 著者名 (出版年). 書籍名. <http://www.xxxxxxx> (参照年-月-日)
- Author, A. A., & Author, B. B. (Year). *Title of book*. Retrieved from <http://www.xxxxxxx> (accessed Year-Month-Day)

◆電子書籍の1章または一部

・DOIがある書籍

- 著者名 (出版年). 章のタイトル. 編集者名 (編), 書籍名 (pp. xxx-xxx). 出版社名. doi: xx,xxxxxx (参照年-月-日)
- Author, A. A., & Author, B. B. (Year). *Title of chapter*. In C. Editor, & D. Editor (Eds.), *Title of book* (pp. xxx-xxx). doi: xxxxxx (accessed Year-Month-Day)

・DOIのない書籍

- 著者名 (出版年). 章のタイトル. 編集者名 (編), 書籍名 (pp. xxx-xxx). 出版社名. <http://www.xxxxxxx> (参照年-月-日)
- Author, A. A., & Author, B. B. (Year). *Title of chapter*. In C. Editor, & D. Editor (Eds.), *Title of book* (pp. xxx-xxx). Retrieved from <http://www.xxxxxxx> (accessed Year-Month-Day)

◆Webサイト, Webページ

- 著者名 (投稿・掲載の年月日). Webページの題名. Webサイトの名称. <http://www.xxxxxxx> (参照年-月-日)
- Author, A. A. (Year, Month, Day). *Title of Web page*. *Title of Web site*. Retrieved from <http://www.xxxxxxx> (accessed Year-Month-Day)

8. 投稿時の必要情報の入力について

- 1) 原稿の種類は「投稿規程」の中の表に示された特徴から、自己判断して適切なものを選択する。査読者および編集委員会の審議の結果、希望する種別では不採用となったり、採用可能な別の種別を勧告する場合がある。
- 2) 和・英の論文タイトル, およびキーワード (5語以内, 医中誌WebおよびCINAHLのシソーラスであることを確認すること), 本文枚数, 図枚数 (用紙1枚につき1つ), 表枚数 (用紙1枚につき1つ), 写真点数 (用紙1枚につき1点で, 図としてタイトルをつける), 著者氏名 (著者全員の会員番号, 氏名 [日本語, その下にローマ字], 所属・部署 [日本語, その下に英文], 連絡先住所 (連絡者氏名, 住所, 電話番号, ファクシミリ番号, E-mailアドレス) を入力する。
- 3) 初稿受付後の筆頭著者と共著者の変更は認めない。

9. 抄録について

- 1) 英文抄録は200語以内とし, 原則としてTimes New Romanの12ポイントを用いる。すべての論文に英文抄録を必要とする。英語抄録に間違いがないことを証明するネイティブチェック (英語を母国語とする人によるチェック) の確認書を必要とする。
- 2) 和文抄録は400字以内とする。

10. 利益相反

著者全員について、研究内容と関係がある利益相反状態を下記の例を参考に、「利益相反の開示」として明記する。利益相反状態がない場合は、「本研究における利益相反は存在しない。」と記載する。

《利益相反のある場合》

(和文)

- 本研究は資金の提供を [企業名] から受けた。
- [該当する著者名] らは、[企業名] から報酬を受領している。
- 本研究は、[該当する著者名] が所属する [企業名] の助成を受けている。

(英文)

- This study was funded by [企業名] .
- XXX, YYY, and ZZZ [該当する著者名] received honorarium from [企業名].
- AAA, BBB, and CCC [該当する著者名] are employees of [企業名].

《利益相反のない場合》

(和文)

- なお、本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

(英文)

- The authors declare no conflicts of interest associated with this manuscript.
- The authors have no conflicts of interest directly relevant to the content of this article.

国や自治体から受けた研究費（科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金など）は、利益相反自己申告の対象には該当しない。これらの研究費を受けた場合は、「研究助成情報」として記載する。

11. 著者貢献度

著者貢献度（Author Contributions）について、著者の論文への貢献度を下記の例のように記載する。

[例]

著者貢献度

すべての著者は、研究の構想およびデザイン、データ収集・分析および解釈に寄与し、論文の作成に関与し、最終原稿を確認した。

12. 原稿の長さ

和文原稿は2,400字、英文原稿は800 words程度が1頁に相当する。原稿種別の刷り上がりページ数の最大目安は概ね以下のとおりである。このなかには、タイトル、発表者氏名・所属、図表、引用文献リスト等の一切を含む。図表の目安は、通常の大きさの場合は仕上がりで1/2頁、大きな図表は1頁である。但し、英語論文の本文については、14. 英語論文についてのとおりとする。

投稿規程に「原稿が刷り上がりで10頁以下の場合は、掲載料は無料とする。その制限を超過した場合は、所定の料金を徴収する」と定められている。

- | | |
|------------|-------|
| 1. 原著論文 | 10ページ |
| 2. 研究報告 | 10ページ |
| 3. 技術・実践報告 | 10ページ |
| 4. 総説 | 10ページ |
| 5. 資料・その他 | 10ページ |

13. 電子付録について

付録文書、音声、高解像度画像、動画などのファイルで、著作権の侵害とにならないものを論文の付録として公開できる。例えば、開発した尺度のpdfファイル、データ解析するためのMicrosoft ExcelのファイルなどをJ-STAGEの電子付録として公開できる。なお、これらのファイルには、コピーライトを付記しておく。

電子投稿システムのファイルアップロードのステップにおいて、ファイルの内容を「サプリメンタリーファイル（Supplementary Files）」としてこれらのファイルをアップロードする。ファイル容量の上限は、合計10MBを推奨する。

14. 英語論文について

『日本看護研究学会雑誌』では、英語論文も受理する。原則、「論文投稿規程」と上記の「原稿執筆要項」にしたがって原稿を作成する。本文が英語になることにより、下記のように対応する。

- 1) 本文の文字の大きさは、Times New Romanの12ポイントを使用する。書式は左右余白30mm、上下余白50mmとし、20行となるように設定する。
- 2) 本文（abstract, reference, tables and/or figuresは含まない）は、5,000 words程度（刷り上がり6頁程度）とする。
- 3) 英文抄録と本文は、英語を母国語とする人にチェックしてもらい、間違いがないことを証明する確認書を提出する。とくに様式は定めない。なお、英文抄録に加えて、和文抄録も必要である。

この要項は、昭和59年12月1日より発効する。

附 則

- 1) 平成5年7月30日 一部改正実施する。
- 2) 平成9年7月24日 一部改正実施する。
- 3) 平成10年7月30日 一部改正実施する。
- 4) 平成12年4月22日 一部改正実施する。
- 5) 平成15年7月23日 一部改正実施する。
- 6) 平成17年7月21日 一部改正実施する。
- 7) 平成21年8月2日 一部改正実施する。
- 8) 平成21年11月5日 一部改正実施する。
- 9) 平成23年9月30日 一部改正実施する。
- 10) 平成25年12月15日 一部改正実施する。
- 11) 平成27年2月22日 一部改正実施する。
- 12) 平成28年11月20日 一部改正実施する。
- 13) 平成29年8月28日 一部改正実施する。
- 14) 平成30年1月21日 一部改正実施する。
- 15) 令和元年12月15日 一部改正実施する。
- 16) 令和2年6月14日 一部改正実施する。

一般社団法人日本看護研究学会

名 誉 会 員

山	元	重	光 (故)
村	越	康	一 (故)
松	岡	淳	夫 (故)
吉	田	時	子 (故)
木	場	富	喜
宮	崎	和	子
内	海		滉 (故)
伊	藤	暁	子
佐々	木	光	雄 (故)
石	川	稔	生
川	嶋	みどり	
草	刈	淳	子
田	島	桂	子
野	島	良	子
前	原	澄	子 (故)
石	井	ト	ク
松	岡		緑
大	串	靖	子
近	田	敬	子
泉		キヨ	子
紙	屋	克	子
中	木	高	夫

一般社団法人日本看護研究学会
理事・監事名簿

理事役職名	氏名
理 事 長	深 井 喜代子
副 理 事 長	浅 野 みどり
副 理 事 長	鈴 木 みずえ
理 事	阿 部 幸 恵
理 事	岡 美智代
理 事	川 口 孝 泰
理 事	工 藤 せい子
理 事	工 藤 美 子
理 事	国 府 浩 子
理 事	小 松 万喜子
理 事	佐 藤 正 美
理 事	佐 藤 洋 子
理 事	塩 飽 仁
理 事	祖父江 育 子
理 事	高見沢 恵美子
理 事	中 西 純 子
理 事	布 施 淳 子
理 事	法 橋 尚 宏
理 事	前 田 ひとみ
理 事	森 千 鶴
理 事	矢 野 理 香
理 事	若 村 智 子
監 事	稲 垣 美智子
監 事	西 田 真寿美

一般社団法人日本看護研究学会
委員会委員名簿

理事役職名・委員会名	氏 名
理 事 長	深 井 喜代子
副理事長・総務担当理事（長）〈兼任〉	鈴 木 みずえ
総務担当理事	矢 野 理 香
副理事長・渉外担当理事（長）〈兼任〉	浅 野 みどり
渉外担当理事	川 口 孝 泰
会計担当理事（長）	国 府 浩 子
会計担当理事	佐 藤 洋 子
会計担当理事	布 施 淳 子
編集委員会委員（長）	法 橋 尚 宏
編集委員会委員	工 藤 美 子
編集委員会委員	今 井 多樹子
編集委員会委員	清 水 安 子
編集委員会委員	本 田 育 美
編集委員会委員	前 田 樹 海
編集委員会委員	亀 井 智 子
編集委員会委員	吉 永 尚 紀
編集委員会委員	涌 水 理 恵
奨学会委員会委員（長）	阿 部 幸 恵
奨学会委員会委員	工 藤 せい子
奨学会委員会委員	小 松 万喜子
奨学会委員会委員	佐 藤 正 美
奨学会委員会委員	前 田 ひとみ
学会賞・奨励賞委員会委員（長）	工 藤 せい子
学会賞・奨励賞委員会委員	阿 部 幸 恵
学会賞・奨励賞委員会委員	小 松 万喜子
学会賞・奨励賞委員会委員	佐 藤 正 美
学会賞・奨励賞委員会委員	前 田 ひとみ
将来構想委員会委員（長）	深 井 喜代子
将来構想委員会委員	鈴 木 みずえ
将来構想委員会委員	浅 野 みどり

理事役職名・委員会名	氏 名
将来構想委員会委員	矢 野 理 香
将来構想委員会委員	川 口 孝 泰
将来構想委員会委員	国 府 浩 子
研究倫理委員会委員（長）	高見沢 恵美子
研究倫理委員会委員	祖父江 育 子
研究倫理委員会委員	森 千 鶴
研究倫理委員会委員	脇 坂 浩
国際活動推進委員会委員（長）	岡 美智代
国際活動推進委員会委員	若 村 智 子
国際活動推進委員会委員	中 平 み わ
国際活動推進委員会委員	中 本 五 鈴
大規模災害支援事業委員会委員（長）	中 西 純 子
大規模災害支援事業委員会委員	竹 田 恵 子
大規模災害支援事業委員会委員	深 田 美 香
広報委員会委員（長）	塩 飽 仁
広報委員会委員	井 上 由紀子
看保連ワーキング（長）	浅 野 みどり
看保連ワーキング	叶 谷 由 佳
看保連ワーキング	泊 祐 子
実践研究活動推進ワーキング	浅 野 みどり
実践研究活動推進ワーキング	佐 藤 正 美
実践研究活動推進ワーキング	深 井 喜代子
実践研究活動推進ワーキング	前 田 ひとみ
実践研究活動推進ワーキング	若 村 智 子
監事	西 田 真寿美
監事	稲 垣 美智子

評議員地区別名簿

(任期：2020年7月5日～2024年定時社員総会前日まで)

(敬称略)

北海道地区 (3名)

氏名	所属	氏名	所属
岩本 幹子	北海道大学保健科学研究院基盤看護学分野	矢野 理香	北海道大学大学院保健科学研究院
三国 久美	北海道医療大学看護福祉学部		

東北地区 (4名)

氏名	所属	氏名	所属
遠藤 恵子	山形県立保健医療大学	高橋 和子	宮城大学看護学群
小林 淳子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	布施 淳子	山形大学大学院医学系研究科看護学専攻 基礎看護学

関東地区 (6名)

氏名	所属	氏名	所属
北池 正	千葉大学大学院看護学研究科	田中 裕二	千葉大学大学院看護学研究科生体看護学専門領域
齊藤やよい	城西国際大学	森 千鶴	筑波大学医学医療系
茂野香おる	淑徳大学看護栄養学部看護学科	山下 暢子	群馬県立県民健康科学大学

東京地区 (9名)

氏名	所属	氏名	所属
小澤三枝子	国立看護大学校	野崎真奈美	順天堂大学大学院医療看護学研究科
佐藤 正美	東京慈恵会医科大学医学部看護学科	村上 好恵	東邦大学看護学部がん看護学研究室
真田 弘美	東京大学大学院医学系研究科健康科学・看護学専攻 老年看護学/創傷看護学分野	森 真喜子	国立看護大学校看護学部
下里 誠二	信州大学医学部保健学科	八尋 道子	佐久大学看護学部
塚本 尚子	上智大学総合人間科学部看護学科		

東海地区 (12名)

氏名	所属	氏名	所属
浅野みどり	名古屋大学大学院医学系研究科看護学専攻	白尾久美子	日本福祉大学看護学部
荒木田美香子	川崎市立看護短期大学看護学部	須賀 京子	朝日大学保健医療学部看護学科
市江 和子	聖隷学園聖隷クリストファー大学看護学部	服部 淳子	愛知県立大学看護学部小児看護学
片岡 純	愛知県立大学看護学部	藤井 徹也	豊橋創造大学保健医療学部看護学科
小松万喜子	愛知県立大学看護学部	箕浦 哲嗣	愛知県立大学看護学部
篠崎恵美子	人間環境大学看護学部・看護研究科	脇坂 浩	三重県立看護大学看護学部成人看護学

近畿・北陸地区（16名）

氏名	所属	氏名	所属
荒木 孝治	大阪医科大学看護学部看護学科	當日 雅代	同志社女子大学看護学部看護学科
池西 悦子	大阪医科大学看護学部看護学科	法橋 尚宏	神戸大学大学院保健学研究科 家族看護学分野
石川 倫子	石川県立看護大学看護学部看護学科	細田 泰子	大阪府立大学大学院看護学研究科
稲垣美智子	金沢大学医薬保健研究域保健学系	町浦美智子	武庫川女子大学看護学部
加藤真由美	金沢大学保健学系	水田真由美	和歌山県立医科大学保健看護学部
河原 宣子	京都橘大学看護学部	安酸 史子	関西医科大学
河野あゆみ	大阪市立大学大学院看護学研究科精神看護学領域	吉田 智美	滋賀県立総合病院
田中 京子	大阪府立大学看護学部	若村 智子	京都大学大学院医学研究科人間健康科学系専攻

中国・四国地区（11名）

氏名	所属	氏名	所属
赤松 公子	愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻	黒田寿美恵	県立広島大学保健福祉学部看護学科
石橋 照子	島根県立大学看護学部	竹田 恵子	川崎医療福祉大学保健看護学科
伊東美佐江	山口大学大学院医学系研究科保健学専攻	堤 雅恵	山口大学大学院医学系研究科
沖中 由美	岡山大学大学院保健学研究科	中西 純子	愛媛県立医療技術大学
折山 早苗	広島大学大学院医歯薬保健学研究院基礎看護開発学	深田 美香	鳥取大学医学部保健学科
掛田 崇寛	関西福祉大学看護学部看護学科		

九州・沖縄地区（9名）

氏名	所属	氏名	所属
荒尾 博美	熊本保健科学大学保健科学部看護学科	前田ひとみ	熊本大学大学院生命科学研究部
尾形由起子	福岡県立大学看護学部	三重野英子	大分大学医学部看護学科
木下由美子	宮崎大学医学部看護学科	村田 節子	福岡看護大学看護学部看護学科
鳩野 洋子	九州大学大学院医学研究院保健学部門看護学分野	脇 幸子	大分大学医学部看護学科
藤野ユリ子	福岡女学院看護大学看護学部		

(評議員選挙会告時の申出による所属地区です。但し、それ以降本人より所属機関変更の申出があった場合、所属機関名は変更しております。)

(合計 70名)

評議員地区別名簿

(任期：2018年5月20日～2022年定時社員総会前日まで)

(敬称略)

北海道地区（3名）

氏名	所属	氏名	所属
佐藤 洋子	北海道大学大学院保健科学研究所	堀口 雅美	札幌医科大学保健医療学部看護学科
鷺見 尚己	北海道大学大学院保健科学研究所		

東北地区（5名）

氏名	所属	氏名	所属
工藤せい子	弘前大学大学院保健学研究科	野戸 結花	弘前大学大学院保健学研究科
菅原 京子	山形県立保健医療大学保健医学部看護学科	古瀬みどり	山形大学医学部看護学科
杉山 敏子	東北福祉大学健康科学部保健看護学科		

関東地区（6名）

氏名	所属	氏名	所属
岡 美智代	群馬大学大学院保健学研究科	近藤 由香	群馬大学大学院保健学研究科
吉良 淳子	茨城県立医療大学保健医療学部看護学科	中山登志子	千葉大学大学院看護学研究科看護教育学教育研究分野
近藤 浩子	群馬大学大学院保健学研究科	村上 礼子	自治医科大学看護学部

東京地区（10名）

氏名	所属	氏名	所属
阿部 幸恵	東京医科大学医学部看護学科	北川 公子	共立女子大学看護学部
石川ふみよ	上智大学総合人間科学部看護学科	小長谷百絵	上智大学総合人間科学部看護学科老年看護学
亀岡 智美	国立看護大学校	千田みゆき	埼玉医科大学保健医療学部看護学科
川本利恵子	湘南医療大学保健医療学部看護学科	出口 禎子	
北 素子	東京慈恵会医科大学医学部看護学科	前田 樹海	東京有明医療大学看護学部看護学科

東海地区（12名）

氏名	所属	氏名	所属
岡田 由香	日本福祉大学看護学部	古田加代子	愛知県立大学看護学部
鈴木みずえ	浜松医科大学臨床看護学講座	本田 育美	名古屋大学大学院医学系研究科
曾田 陽子	愛知県立大学看護学部	百瀬由美子	愛知県立大学看護学部
多喜田恵子	岐阜保健大学看護学部	柳澤 理子	愛知県立大学看護学部
野口 眞弓	日本赤十字豊田看護大学看護学部看護学科	山田紀代美	名古屋市立大学看護学部
深田 順子	愛知県立大学看護学部看護学科	渡部 節子	横浜市立大学医学部看護学科

近畿・北陸地区（17名）

氏名	所属	氏名	所属
赤澤 千春	大阪医科大学看護学部	須釜 淳子	金沢大学新学術創成研究機構革新的統合バイオ研究コア先端的ヘルスケアサイエンスユニット
甘佐 京子	滋賀県立大学	高見沢恵美子	関西国際大学看護学研究科
網島ひづる	兵庫医療大学看護学部看護学科	檜木野裕美	大阪府立大学大学院看護学研究科
池田 清子	神戸市看護大学看護学部	平松 知子	金沢医科大学看護学部
井上 智子	大阪大学大学院医学系研究科 保健学専攻	真嶋由貴恵	大阪府立大学現代システム科学域知識情報システム学類
岩脇 陽子	京都府立医科大学医学部看護学科	道重 文子	
工藤 美子	兵庫県立大学看護学部	山田 一朗	臨床研究支援センター（Office AKI）
グライナー智恵子	神戸大学大学院 保健学研究科看護学領域	流郷 千幸	聖泉大学看護学部
清水 安子	大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻		

中国・四国地区（12名）

氏名	所属	氏名	所属
池内 和代	四国大学看護学部看護学科	祖父江育子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院
岩佐 幸恵	徳島大学医歯薬学研究部看護教育学分野	西田 佳世	聖カタリナ大学人間健康福祉学部看護学科
岡田 淳子	県立広島大学保健福祉学部看護学科	西田真寿美	四天王寺大学看護学部
小野 美穂	岡山大学大学院保健学研究科看護学分野	乗松 貞子	愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻
片山 陽子	香川県立保健医療大学保健医療学部看護学科	深井喜代子	東京慈恵会医科大学医学部看護学科
陶山 啓子	愛媛大学大学院医学系研究科看護学専攻	山内 栄子	愛媛大学医学系研究科看護学専攻

九州・沖縄地区（10名）

氏名	所属	氏名	所属
宇都由美子	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科医療システム情報学	原田 千鶴	大分大学医学部基盤看護学講座
栗原 保子	宮崎県立看護大学	日高 艶子	聖マリア学院大学
古賀 明美	佐賀大学医学部看護学科	藤田 君支	九州大学大学院医学研究院 保健学部門看護学分野
国府 浩子	熊本大学大学院生命科学研究部	松浦 江美	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科
竹熊 千晶	熊本保健科学大学地域包括連携医療教育研究センター	宮園 真美	福岡看護大学

（評議員選挙会告時の申出による所属地区です。但し、それ以降本人より所属機関変更の申出があった場合、所属機関名は変更しております。）

（合計 75名）